

参議院農林水産委員会會議録第三号

昭和三十一年二月六日(木曜日)

午後二時二十四分開会

出席者は左のとおり。

委員長 青田源太郎君
理事 堀原 茂嘉君
櫻井 志郎君
渡辺 勘吉君
北條 雋八君
森 八三二君

委員

植垣弥一郎君
木島 義夫君
仲原 善一君
温水 三郎君
野知 浩之君
藤野 繁雄君
堀本 宜実君
森部 隆輔君
大河原一三君
小宮市太郎君
矢山 有作君
安田 敏雄君
牛田 寛君
高山 恒雄君
赤城 宗徳君

農林大臣 松野 孝一君
農林政務次官 中西 一郎君
農林大臣官房長 太田 康二君
農林大臣官房参事官 松岡 亮君
農林省農林局長 昌谷 孝君
農林省農政局長 孝君

農林省農地局長 丹羽雅次郎君
農林省畜産局長 檜垣徳太郎君
農林省蚕糸局長 久宗 高君
農林省園芸局長 酒折 武弘君
農林省水産技術 誠三君
農林省水産局長 武田 誠三君
農林省水産局長 齋藤 誠君
農林省水産局長 田中 重五君
農林省水産局長 庄野五一郎君
農林省水産局長 安楽城敏男君

本日の会議に付した案件
○農林水産政策に関する調査
(農林水産基本政策に関する件)

○委員長(青田源太郎君) ただいまから委員会を開きます。

農林水産基本政策に関する件を議題とし、前回の委員会でも表明された農林大臣の所信表明に対し質疑を行なうことにいたします。

○渡辺勘吉君 池田総理は、昨年の本院の本会議で所信表明の中に、農業の政策に触れて次のように言うております。農業の近代化については、革命的な方策を講ずるものとし、財政金融の総力をあげてこれに立ち向かう決意である、こういう表明をしております。

その総理の決意を受けて、大臣の所信表明が常任委員会でも過般なされたわけでありまして、その大臣の所信表明の中で強調しておられる問題を中心にお尋ねをいたしたいのであります。

ひとしく総理なり農相が強調をして

おる農業の近代化施策を、財政金融の総力をあげて実施するということ自体は、わが国農業の向かうべき方向としては歴史の必然性として何人もこれは異論のないところであらうと思ひます。ただ問題は、それをどういう形でいかにして実現するかという方法論に問題があると考へます。

特に第一にお伺いをいたしたいのは、大臣がこの所信表明の中でグリーン・リポート等を引用して実態を明らかにし、その上に立って次のように言われておるであります。それはこのような農家らしい農家が今後農村の中核として育成されるよう真剣な努力をいたすことが重要な責務であると考へられるのであります。こう言うておられますが、この所信表明に至る経過を伺ひまして、この農家らしい農家ということとは、具体的に所信表明の中には明らかにされておらないので、まず、この農家らしい農家という抽象的な表現の具体的な内容というものが那邊にあるかを、まず、お伺いをいたしたいわけでありまして。

○農林大臣(赤城宗徳君) 具体的に農家らしい農家というものは、どういふものかということをごさいまするが、農業関係は非常に複雑しておりますので、的確にこういうものが農家らしい農家だということを断定するのは非常に困難だと思ひます。しかし、御承知のように、所得倍増計画等につきましても、農家らしい農家というわけではございませんが、自立農家の育成につとめていくと、四十五年までの十年

間には経営面積といひますか、そういう面積が平均二町五反、それを百万戸に持つていききたい、労働力につきましても三人ぐらいいで、その経営がやっつけけるようなものに持つていききたい、こういうめどは書いてあるのをごさいます。でありますので、農家らしい農家という表現は、非常にまあ理想的な表現でございまして、いまの具体的なものがそれで農家らしい農家といへるかどうか、また問題があると思ひますが、一応のめどとしては、いま申し上げたような農家の育成につとめていききたい、こういうことをごさいます。

○渡辺勘吉君 大臣の御答弁にも明らかに触れられましたように、高度経済成長政策の進行を前提として農業の近代化の目標というものは、国民所得倍増計画の中に明らかに示されておるところであるとおわれられも理解をいたしてゐるところであります。また、この自立経営可能な農家の育成こそは、また農業基本法の骨格ともいふべき政府の農業構造改善構想にもつながる基本的な今後あるべき姿である、こういうふうな理解をいたすわけでありまして、そのうなりますと次に伺ひをいたします。

のは、ただいまの御答弁にありましたように、国民所得倍増計画の最終目標年次である四十五年までに、ただいまお示しの二町五反歩農家、これを百万戸育成するという設定でございまして、しかし、この二町五反歩農家と申しまして、中には四町歩あるいは五

町歩、十町歩の農家もあるわけでありまして、絶対的な面積は二百五十万ヘクタールをこすことは明らかであるわけでありまして。現在、政府の示された資料によりまして、この二町五反歩以上の農家は九万戸に過ぎない。しかも、農業の動向に関する年次報告を見ましても、零細農構成という農業の構造、不安定な兼業農家の滞留という条件のもとでは、耕地の流動性も小さく、経営耕地規模拡大の動きは、現在のところ非常に微弱であるといつてよい、という現状分析をいたしてゐるわけでありまして。非常に達成が微弱である。

そういう現実を踏まえて、現在九万戸程度しか自立経営可能な農家がない。したがって、四十五年までに、残り九十万戸を二町五反歩農家に、これを経営規模を拡大させるためには、これは二町五反歩以下の農家が二町五反歩にこれを持つていくためには、帰納的に推算をいたしてみましても、少なくとも総体で八十万ヘクタールは必要と見込まれるわけでありまして。また、かりに、倍増計画で示されておりますように、基準年に六百万戸の農家を四十五年までにこれを五百五十万戸に見込んでおられますから、その倍増計画で離農する五十万戸というものがあつて、これは従来の離農の動向から申しましても、これは全部で約十萬ヘクタールにも満たない離農農家の耕地ということになるわけでありまして。これも農業白書に示されている現状の分析に立つ推論であります。そうなります

と、一体、この政府の大きく取り上げて
いる高度経済成長政策、その内容である
国民所得増進計画、その中心である
自立経営可能な農家百万戸達成という
ものは、総理が所信表明で言いました
ように、革命的な施策で財政金融の総
力を投入して解決するということが、
一体今度の予算にどう反映してある
か。私は、過剰の予算の説明等を伺っ
た範囲では、きわめてこれは至難中の
至難な農政の姿勢であると思うのであ
りますが、まず、全般的に見て、このこ
とが一体、九十万户を、四十五年まで
自立経営可能な農家の育成がわが国の
高度経済成長政策の、農業政策の基本
的な命題であるというその内容にどう
達成されるのか、大局的なその施策の
御見解を伺いたいのではありません。

○国務大臣(赤城宗徳君) 今年度の予
算におきましても、農林関係といいた
しましては、財政の総力をあげてという
わけには、私はいってないといふ自分
考えておりますが、それにいたしまし
ても、昨年度等と比較し、ことに農林
予算の面におきまして、何といいた
か、予算とは別の財政投融資面でご
さいます、そういう面等につきまして
も、相当の手当はいたしておきまし
けれども、これが、総力をあげてとい
う段階とは私もあんまり言ひ得ないの
ではないかと思ひます。これは、予算
全体の問題から、あるいは国全体の経
済状況からも考えられると思ひます。
しかし、それにいたしまして、相
当、ことに食糧の一千億の赤字がある
のだから、それを含めて平均一四％
ぐらいじゃないか、農林予算は、そう
いうふうな大蔵省は見るのじゃない
か、というふうな議論が相当あったわ

けでございます。しかし、そういうこ
とではいかぬ、まあ食糧の問題も、赤
字々々と言ひけれども、これだつて一
つの価格補償制度でもあるのだからと
いう形で、まあワクといひましては
相当伸びた、平均よりも伸びておりま
す。しかし、これがまあお話の四十五
年度の何といひますか、達成したいと
いう希望の農家を育成するために十分
役立っているというふうには、私は考
えておりません。でありますけれども
も、そういう方向へ持っていかなけれ
ばならぬということ、本年度の予算
等につきましても苦勞はいたしたわけ
でございます。経営面積等につきまし
ても、どうしたらそれに近づけるかと
いうことでございしますが、まあ私から
申し上げるまでもなく、自分の土地で
はございせんし、他人の土地でござ
いますから、他人の土地を勝手に自分
のところへふやしていくというこ
とは、これはできないのが当然でござ
います。話し合ひといひますか、いろ
んな政策面からふやしていくかなくち
ならぬ。そういう点から考えますと、
ことしの、まあ少し先に話になるかも
しれませんが、土地改良、農業基盤の
問題でございしますが、この問題等につ
きましても、従来ただ土地の水利をよ
くする、排水をよくするということに
長年きたわけでございます。しかし、
私は、経営面積をふやす、どうしてふ
やせるのだ、もとのままじゃないかと
いうような面もございしますけれども、
集団化をまず目標としていかなければ
ならぬじゃないか。圃場整備なんかも
その一環でございしますけれども、一般
の土地改良につきましても、土地改良
法などをまた御審議願ひことになりま

すが、土地改良の過程におきまして、
換地処分までずっと一貫してやるとい
うことになりまするならば、換地処分
にあたりまして、一反歩、二反歩、三
反歩という人々の換地にあたり
まして、金で清算しまして土地の分
は、経営面積を多くするような方向へ
これをつけていくことも可能で
あらうし、そうすべきだと思ひます。
そういう面におきまして土地改良の
予算というふうな、基盤の整備予算と
いうようなものも相当計上いたして御
審議を願ひておるようなわけでありま
す。あるいはまた、土地の取得につ
きまして、地価の問題もありまして、あ
るいは農地を離れていいか、離さない
かという岐路に迷つておるような立場
の第二種兼業というふうな方々もあり
ます。そういう問題の決心を早めると
いひますか、こういう面につきまし
て、これは農林関係の予算ばかりでは
できませんが、一つはこれは雇用の安
定ということが必要だと思ひます。第
二種兼業として雇用される、しかし、
いつやめさせられるかわからぬ、農業
へ帰ることも考えていなければならぬ
といふことであります。これは土
地を手離すという決心ができません。
そういう意味で雇用の安定、あるいは
社会保障制度の安定という他の方面の
裏づけも得て、そうしてこれをど
にするかという決心を早めるといふ問
題もあらうかと思ひます。あるいはま
た、土地取得をする側においての資金
の不足というふうな面もあらうかと思
ひます。そういう面におきまして、金融
面の措置で土地取得資金、これは金融
面はだいたい改まりましたが、その中
で、そういう面の金、あるいは金利の

面、こういうものも考慮してやってい
くということも考えられると思ひま
す。一つの面で片一方から片一方へ移
せというふうな強力な措置といひま
すか、そういう政策は今持ち合わせてお
りませんけれども、各方面の政策をそ
の方向へ持っていくように考えながら
予算の裏づけをいたしておるわけで
ございます。しからばこのテンポが、今
の現状から見ても百万戸というふうな
ものが、非常にテンポからいってほど遠
い、一町五反歩以上の農家は
いま八十三万人になっておりますけれ
ども、二町五反というものであります
と、今御説明のように非常に少ないわ
けでございます。しかし、こういう傾
向もあらわれてはおります。そのテン
ポの問題でございします。そのテン
ポの問題で、それじゃ三十九年度はど
れい、四十年年度はどれくらい、四十
五年までどれくらいになるか、そのテ
ンポを一つここで示して、それだけの
また確信ある裏づけがあるかとい
うと、残念ながら私はテンポ、あるいは
これならばできるということをはき
り申し上げるような自信はございませ
ん。自信はございせんが、その方向
へいろいろな面から推し進めていく、
こういう考え方、気持ちから、三十九年
の予算等におきましても、それぞれ前
進させるつもりで編成いたしておる、
こういう気持ちでございします。その点
だけ申し上げておきます。

○渡辺勲吉君 私たちは、冒頭に申し
ましたように、池田総理が農業近代化
を革命的に推進するために、財政金融の
総力をあげて立ち向かう決意というこ
とを本会議で所信表明をされましたの
で、それをすなおに受けて、社会党と
しては十月に農民憲章を発表し、その
政策の向こうべき方向を内外に示すと
ともに、政府に対して、そうした農
業の危機に直面しておる現状の上に
立て、これを近代化するための財政
金融のあるべきものを三十九年度の国
の政策に反映するものとして、大臣
にも親しくその問題点を、二十数項目
わたつて要請した経過もあるわけで
あります。具体的に申し上げておた
わけでありまして、しかしいまの御答弁
では、なかなかそれが容易ではない。
むしろこの高度経済成長政策の農業版
に關する限りは、ほとんど画餅に帰す
る懸念を私は答弁によって理解せざる
を得ないのであります。繰り返します
が、そのバック・ボーンである自立經
営可能な農家は現在九万户にすぎな
い。あと四十五年までの間に総力をあ
げてこれに立ち向かうというものが大
臣の御答弁ではないわけですか。具体的
に、まあ基盤整備全体とは切り離し
て、この経営規模拡大にしばつて三十
九年度の予算を見ましても、土地取得
資金は、農林漁業金融公庫ではわずか
百八十九億というものしか出ていな
い。全体として八十万ヘクタールの土
地購入の手当では、かりに反当十五万
円としても、一兆二千億のこれは巨額
を要するわけでありまして、しかし、こ
の所得増進計画における国の融資総
額は、農業に対してはわずか八千二百
億にすぎない。そういう中ではどう
してこの自立経営可能な農家という目
標自体がもう旗をおろさなければなら
ないような現状ではないかというふう
に今の御答弁では理解をせざるを得な
いわけでありまして、内容的に農業農家
が増加してきておる、これも農業白書

に示されております。しかし、この兼業農家の増加というものの社会的な根拠というものは、大臣もいま若干触れましたように、その離農しようとする意思があっても、それを受け入れる態勢にいろいろな困難な壁がある。たとえば、生涯雇用制の問題であるとか、年功序列賃金制度の問題であるとか、あるいは不完全な最低賃金の問題であるとか、弱体な社会保障の問題であるとか、いろいろなものがある。これが因となり果となつて、完全離農を、当初政府が予定したものを離農せしめ得ない社会的要因があるわけでもあります。これを解決し、また農業内部の矛盾を解決し、さらに財政金融の総力をあげるといふことを回避しては、この高度経済成長政策の農業の近代化というものは達成できないといふふうに、また四十五年を目途とする、その目標と現実とはあまりにかけ離れているといふことを、これはただいまの御答弁では受け取らざるを得ないと思ひます。

次にお伺いをいたしたいのは、三十九年度の農林関係予算の大臣説明は、農業については八つの柱をあげておるのでありますが、その第一は、農業生産の選択的拡大の推進をうたつております。農業基本法が制定されてから、米麦から畜産、果樹、蔬菜、今度の予算の项目的にも示されておるうちに、これらの消費の拡大に伴う作物の転換が唱導されて現在にまいつております。私はその米麦がややもすると疎外されるという、そのことがまず認識される現状にあるかどうかを伺いたひのであります。あたかも米や麦は国内の自給度が完全に解決して、そうして畜

産なり、果樹なり、蔬菜なり選択的に拡大されるというふうな受け取られるのであれば、これは非常に問題だと思ひのであります。たとえば、米につきましても、いろいろ問題があると思ひのであります。最近政府から出されました資料を見ましても、年々新米の早食い量が逐年増加の傾向を辿つております。三十五年は新米の、三十五米穀年度では、新米の早い食いが十五万トンであつたものが、三十八年度は五十五万トンの多きに達してあり、しかも古米の持ち越し量についてみましても、三十五年は四十万トンであつたものが、三十八年度は五十一万トンと、古米がきつめて持越し量が激減をしております。そういう中で、一休選択的拡大だけに政策の重点を置いていかどうかといふことでございます。この点についてお伺いをいたしておきます。

○国務大臣(赤城宗徳君) 選択的拡大の問題に御答弁する前に、目標が画餅に帰してゐるのではないかといふことでございますけれども、目標を達するの困難でございますけれども、目標に努力をいたしてゐるというところは御了解願ふと思ひます。捨てたわけではございません。

それから、総力という問題でございますが、理想的総力というものの相当あると思ひます。しかし、現在の予算の規模、あるいは日本の経済成長の度合い、こういう面から見ますならば、現段階においては、相当な総力と言へるかどうかは別として、総力的な力をいたしたといふことで、すべてこれでもうだめなんだ、何も目標もない、何も捨てて、総力もあがる気力もないじゃないか、熱意もないじゃない

かといふふうにおつしやれると、そういうことではございません。熱意や気持は持つて進めてゐるということを示し上げたいと思ひます。

それから、選択的拡大の問題でございますが、これはやはり消費の傾向、あるいは農業経営のあり方からいひましても、成長産業といひますか、そういう方面に選択的拡大に指向をするといふことは当然でありますし、こういう面でも相当力を入れております。でございますので、申し上げた中にもあつたかと思ひますが、畜産の伸びなどは一六%ぐらゐで、従来の伸びよりも非常に伸びてゐるわけでありまして、一面においてそういうことであるといふことで、米麦の生産といふものを放棄してゐるとか、あるいはそれに力を入れないじゃないか、こういうお尋ねでございますが、自給関係ともならみ合せてのお尋ねでございますが、米麦の生産等を放棄するといふ意思は全然持つておりません。ことに、米等におきましては、いま自給率が九四%でございますが、先ほど御指摘がございましたが、先ほど御指摘がございましたが、米を四十五年までにどれくらいにするかといふようなひとつの見通しがあるわけでありまして、でありますから、米の生産をこらあたりで頭打ちして、ストップさせ、選択的拡大の方向へ持つていこうというふうな考え方はございません。もちろん、日本の農業生産としての米といふもののウェイトは少し下がつてきました。それにいたしまして、生産の中の比率は四〇%に減つておりますか、五〇%に減つてきております。それにいたしましても、米は主食であり、そしてまたこ

ういふものの自給度を減殺して、そして輸入するといふようなことは、日本の経済全体から言ひましてもまずいと思ひます。そういう意味におきまして、米の生産といふことにつきましては、自給度をなお一そう増して行く。しかしな選択的拡大の方向へ持つていける地域的なところもあつますし、そういう面も勘案して、選択的拡大の方向へ持つて行く。麦につきましては、一時、作物の転換といふことを御承知のようにやりましたので、麦のほうは相当減つてはきております。そういうものにつきましても、そういうものを放棄してない一つの政策の証拠といひましては、米にいたしまして、麦につきましても相当財政の支出をいたしましては、米にいたしまして、食糧等によりまして米関係で千二十数億というふうな予算も計上されてゐるというの、やはり米に対する価格支持といふような線が、その面から出ているわけでございます。決して主食であるところの米麦といふものを放棄させる、あるいは放棄していくというふうな考えは全然持つておりません。その方面も生産性を向上したり、あるいは少ない労働力でもやつていけるような方法を講じながら、増産を上するような形で進めていくといふことには変わりはないと思ひます。

○渡辺勸吉君 私は具体的に、その前に戻りますけれども、二町五反歩の農家を育成するには、どうも四十五年を目標として実現が困難に近い状態にあるといふことを数字的に申し上げたわけですが、まだ九十万戸が未達成で、外的、内的な要因が山積してゐる。そ

れに立ち向かうには、あまりに三十九年度の施策には、積極的なものが見受けられない、しかし捨てたのではないといふことでありますから、しからば四十五年度までに一体どういう具体的な年度目標でお進みになるのか、これは別の機会にお伺いをいたしたいと思ひます。また、私は米麦を否定するとは申し上げておりません。米麦が阻害されるような選択的拡大といふキャッチフレーズがあまりに中心になつてゐることを申し上げたわけでありまして、この予算説明の中でも、三十九年度は外米の輸入が二十五万五千トン計上されてゐると発表されております。また大麦は七万五千トン、小麦は二百三十三万トン、この輸入も計画の中に出ております。またえき用麦については四十万トンが計上されてゐる。一体国内自給度の方向といふものをどう考へてゐるのか、私はもっと具体的にお伺ひしたいのであります。大臣は麦について触れましたけれども、麦に対する、従来の政策の経過を考へてみましても、三十三年の十二月に麦研究会が設けられて検討したその見解が発表されておりますが、この最終の時期の三十三年十二月六日に食糧庁が出した麦の管理に関する試案におきましても、この当時では、合理的に麦作が行なわれる限り増産は望ましいといふことで、方針としては農家経営の安定と畑作物の興を期するため米に次ぐ重要農作物の麦の生産の確保、増産をはかることが肝要であるといふことが言われたのでありますけれども、幾ばくもたない三十四年の七月における農業基本問題調査会の意向といふものは、これとは全く方向としては相違するものが受け

取られ、特に大裸麦については、生産の転換をはかるといふことが基本問題調査会の検討で取り上げられ、これがまた麦対策協議会の大臣に対する答申となつて畑作転換という方向——大麥、裸麥の畑作転換というものが取り上げられておる。そうしてこれらが一連の施策として、国会に法案として提案され、通常国会でこれが擧りつづしになり、また臨時国会で廢案となるといふような経過を経ておるわけであります。こういう三麥を通じて、その合理的な生産を前提として生産の拡大が唱えられ、それのうち、特に大裸麥が畑作転換の方向が打ち出され、そういう短期間の間に政策が変転するということは、これは畑作農民に対しては、非常にこれは混乱の現状の中に一そうの不安感を与える以外の何ものでもないのである。農業の白書といふ思うのでございます。農業の白書におきまして、それが収益性が低いからだといふことを分析の中に示しております。そうして最も心配されることは、農林省の作付面積調査によること、都道府県における三十八年度冬作の作付面積は百七十二万ヘクタール、これは前年の百八十九万ヘクタールに比べて九%の減少である。また三十八年四月現在の不作付地は、約二百四十万ヘクタール、これは前の年の二百三十七万ヘクタールに比べて十二万ヘクタールの増加となつておる。この不作付地の二百四十九万ヘクタールというこの現実には、畑作農民の農業に対する生産意欲を喪失せしめた以外の何ものでもないわけであります。一体こういうことで麦の政策が十分浸透しておるかということに、この具体的な現実が答えていると考えるわけでありま

す。むしろ私から言えば、これは単に麦に限らず、大豆についても、あるいはなたねについても、この不作付地が増加しつつある傾向を注意しなければならぬ重大問題だと思ふのであります。それが国内で需要を上回るという生産作付状態であれば、これはまた問題は別個でありますけれども、年々ばく大な外麦を輸入し、畜産振興に関連して、またえさ用の大麦が大幅に取り上げられなければならないという段階に、この二百数十万ヘクタールの作付を放棄するということは、これは政治の大きな責任であると言わざるを得ないのであります。先ほどの御答弁に関連して、こういう現実に対して、一体麦の生産についてどういう方向で今度の予算を組まれたのかをお伺いしたいのであります。昨年の六月二十一日の米価審議会で建議をいたしておりました。「麦政策の確立についてはすでに昨年六月二十一日建議したところでありますが、その政策はいまだ明確でないで、政府は、速やかに麦類に関する方針と対策を確立されたい。」ということとを昨年の米審で答申をしたことに對して、農林大臣は、「これまた」もつともなことでございます。この点につきましても今後幾々検討いたしましたし、少なくとも三十九年度の予算等にて、少なくともその方針を明確にいたしまして、ご趣旨に沿うようにはからしたい。こういうふうに考えておる次第でございます。」という御答弁であります。それが今度の予算に具体的にどうあらわれておるのか、その点と関連してお伺いをいたしたいわけであります。

○國務大臣(赤城宗徳君) 経過のお話
がございましたが、経過から私のほうから申し上げたいのは、大麦、裸麦、われわれが食べておったのでございますが、食生活が非常に変わりました、麦をほとんど食べなくなってきた、米に変わった、こういう事情から、それからまた麦をつくつての収益率といひますか、ふところぐあいといひますか、そういうものが十分でないというような面もあったからと思ひますが、大体において食生活の変化から、麦作の転換といひことが当時考えられてきたと思ひます。そこで二百四十九ヘクタールですか、不耕地が出てきておる。これは全然畑を、私は何も作物を植へつけなないという面の不耕地ではないと思ひます。大体裏作だと思ひます。東北は裏作ができませんけれども、裏作が非常に減つてきた。その原因は、とりもなおさず農業就労人口が減つてきて、そういう方面に努力をかけていることが困難だというような面、それからまた麦の収益率というような面が、利益率といひますか、思ひしくない。こういう二つの面から出てきていることで、全然何も作物を植へつけなないという不耕地というものが二百四十九万ヘクタールあるというふうには見ておりませんが、裏作が大部分ではないかと思ひます。

そこでまた問題は、麦についての三十九年度における予算措置はどうかというところでございますが、特に目立つて麦作を相当増産するという予算は私もあまりないと思ひます。価格の支持等をやっているという点、あるいはまたいろいろな品種の問題等の技術的な面、こういう面はありますけれども、

意味においての特段の予算は私は計上していません。ええ対策としての関係の面におきましては、予算面においてもある程度計上してあるはずでございます。

なお、こまかい点でそういう面で御説明をしなくちゃならぬということでもありますならば、事務當局から数字的に御答弁を申し上げます。

○渡辺勲吉君　これはもちろん裏作でしよう。しかし、裏作も放棄するという事態が私は問題だと思うので、やはり喜んでこの裏作を作付をし、國民食糧の需給をまかなうということが農業政策としてもっと積極的に取り上げていかなければならない問題だということとでこの問題をお尋ねをいたしたわけでありました。米需における三十九年度度の予算等でその方針を明らかにするということですが、ただいまの御答弁ではあまりどうもなるほどというような希望の持てる方向というものがないのがたいへん残念でございます。収益性が低いということも大臣がお認めになったことでございますが、その収益性を高めるいろいろな政府の技術指導の問題、いろいろございましょう。そのうちの一つの手段として価格政策がまた取り上げられるわけですが、同じ食管法の中で米に對する生産者から買い上げる基準と麦に對するはなはだしく相違をいたしておるわけでありました。麦におきましては、基準年におけるパリティ指数でこれを買い上げ価格にいたしておりますが、その裏作をさらに積極的に取り組ませる手段の一つとして食管法の中における米のような、現在実施をしてお

る生産者所得補償方式にこれを改め、いくというお考えはないものでございましょうか。その点を関連してお伺いをいたしたいわけであります。

○國務大臣(赤城宗徳君) もうすでに御承知でありますから、私から申し上げる必要もないと思いますが、米のほうは直接統制という形でございます。麦のほうは間接統制という形で扱っておるわけでございます。そういう関係で、生産者所得補償方式ということは非常に実際面からいうとむずかしいこととでございましたが、直接統制し、また日本の主食の大宗というような形で米のほうはそういう方式を用いておるものとわけでございますけれども、麦のほうはパリティ指数でやっておりますのでございます。これはまあ直接統制と間接統制というところからも出ておると思えますが、いまのお話のように麦のパリティ指数による生産者価格を直接統制のような所得補償方式に改めるかどうか、こういうことでございますけれども、いま改めるということは考えておりません。研究はいたしてみたいとは思いますが、いまは考えておりません。

○渡辺勸吉君 次に伺いたいしたいのは、予算説明の第二の柱は、農業の生産性向上と総生産の増大について触れておられます。ところが、政府の大きな政策の根幹をなす国民所得倍増計画では、目標年次の四十五年度について農耕地は現在とほぼ同じ六百万ヘクタールを指向しておるにすぎません。こうしたような基準にならなく、六百万ヘクタールというような計画では、その後出発したこの計画年次の経過の中でも、またこれを踏まえて今

後予想される急速に拡大する農産物需要については、対外依存度を深めることは不可避であると、その方向が考えられるのであります。

で、農政の基本政策の大きな目標がわが国土資源の有効利用による豊富な農産物の自給化にあるということを考えますならば、国土の高度利用というもの、今後農業政策の基礎とならなければならぬと思ひますし、国土の農業利用率を先進国並みに高めることが基本的な政策のこれは大眼目でなければならぬと思ひますが、そういうことを大臣としてはどういふふうにお考えになっておられるのかをまずお尋ねをいたしたいと思います。

○国務大臣(赤城宗徳君) いまの渡辺さんのお話、私同感でございます。土地を高度に利用したい。私はやはり土地の増大というよりも既耕地の高度利用というところへより重点を置いておるのでございます。そういう意味におきましては、いまの生産基盤等、土地改良その他を含めての基盤でございますが、そういう面におきまして、従来とも先ほど申しましたように、相当土地改良をしておる所もありますけれども、さらにあるいは選択的拡大という方向に向かつての土地基盤を整備していく。あるいは米等につきましては従来のような区画割りとかあるいは分散したようなものではなくて相当大型機械なども入れ得るような、一言で言えば近代化をするといひながら近代化をするだけの基盤が十分整備されておらない。ですから近代化へ持っていくためにそれに沿うような基盤の整備というものをあらためてまた考え直してそういう方向へ持っていくかなくちゃ

ならないじゃないかということ、基盤の整備等につきましても昨年等よりは違つた考え方でもたす算面においても相当多くいたしたわけでございます。

でありますので、お話のようにこの土地を高度に利用していく、そういうこととであれば生産の面においても寄与できましますし、また生産性を向上するという意味におきましても前進できるし、あるいは農家の収入という面につきましても寄与し得る、こう考えておりますので、土地を高度に利用していくという考え方、またそれに対して政策を進めていく、こういうことでいまやっております。な次第でございます。

○渡辺勲吉君 いまのお話では、既耕地の生産基盤を整備して生産性を高めるといふことでありますが、であるといひますと、現状のような生産基盤への社会資本の投資その他をやつていくと仮定をいたしますと、今後における食糧、飼料等の輸入に必要な外貨はばく大な金額に達して、非常に国際収支の上からも大きな問題が出てくることとが考えられるわけでありまます。所得倍増計画では昭和四十五年、目標年度の全体としての食糧輸入は外貨八億ドル程度を見込んでそれに充てております。ところが、すでに三十七年においてこれが七億四千万ドルに及んでおるわけでありまます。三十七年度すでに七億四千万ドルでありまますから、四十五年八億ドルという食糧輸入の見通しは、もうこんななまやさしい外貨の支出ではないことは明らかであると考へまます。したがって、再びお尋ねをいたすのでありますが、既耕地の生産性を高めることは、もとよりこれは当然な方向で同感いたすわけでありまますけれども、わが国土の中に農耕適地があつて、それが土地利用の観点からは、あるいは林業その他になつておる。そういう観点から考へてみましても、農耕に適當な国土は、これを農耕地に作目を切りかえていくというふうなことは、先ほども申しましたように、先進地においても土地利用の上に見ましても、これは当然そういう方向づけが必要ではないかと思ひます。大臣も御承知のように、農業用地の利用率はわが国では総国土の一七％にすぎないわけでありまます、イギリスにおいては実に八〇％が農用地利用率を示しております。フランス、イタリア、アメリカ等においては七〇％、西ドイツでは三五％というように、その農用地利用率はきわめて高率な割合を示しておるわけでありまますから、私はこの観点に立つて考へますならば、政府はまず基本的に国土の基礎調査をまず実施をされるべきではないかと思ひます。わが国土全体にわたつて、その地形なり、あるいは地質なり、気象なり水位なり、流量なり、あるいは地積なり利用現況などを、すべての基礎的条件を同じ基準に基づいて統一的に調査する、そういう調査機構をまず政府で確立をされて、これは關係である立場で大臣にお伺いをいたすのであります。そうした基礎調査に基づいて国土の利用区分を実施して、その地帯によつて工業地帯、住宅地帯あるいは農耕地帯を明らかにするとともに、その農業地帯については田畑、園地、あるいは草地、牧野、林野、そうした利用区分を明らかにし、この利用区分に基づいて農用地としての開発が適當とされる国有林については、これを国が

開発し、農民に利用せしめるという措置をとる。民有地で農用地としての利用が適當なものについても、その調査結果に基づいて、これを国が買収し、開発を進める。また、こういう場合には、民有地の所有者が代替地を求めるところもございましょう。それをスムーズにするためには、国が国有林地で適當なものがあったら、これを提供して、その作業に円滑な支援をするという一連の措置を科学的に講じて、わが国土の高度利用を推進していく。その推進の大眼目は、あくまでもわが国で必要とし、わが国の生産に適する農産物については国内自給度を高めるといふ国の基本的姿勢がなければ、先ほど申しましたように、需要の増大によつて輸入が所得倍増計画に予想した以上のものが出てくる。それは外貨の問題にもなり、また自主独立のわが国農業の基本的なあり方を規定していく方向にもつながると思ひますので、そういう基本的な施策というものが、農業近代化の革命的施策の前提として政府はお考えになるべきものだと思うのであります。社会党では農民憲章にそのことを政策の基本として政策の姿勢を明らかにしておるのでありますが、赤城大臣は農産物の国内自給度の向上ということについていかなる御所信をお持ちなのかをお伺いいたしたいのであります。

○国務大臣(赤城宗徳君) 先ほど漏らしましたので、つけ加えておきますが、既耕地の土地利用を高度にするというのを申し上げましたが、それだけではないことは御承知のとおりで、基盤の整備等につきましても、ことしは予算等でも草地の造成ということは大々的に取り上げております。それから不耕作地といひますか、放棄してるところもありません。たとえば北海道等につきましても、農林省で買い上げて、そのまま何も利用してないところなどとも相当あるのでございまして、そういう面につきましても、草地造成等にこれをしむけていく、こういうことでいま北海道等における草地事業の試験等も進めておるわけでございます。

全体的に見まして、今のお話のように、耕地という面ばかりでなく、土地を最高度に利用していくということはもちろん必要でありますし、そういうふうにならなくてはならぬと思ひます。ほかの例も引かれましたが、今までの日本の農業が水田地帯の農業でございまして、ほかのイギリスとかその他は牧畜といひますか、そういう面が相当進んでおつたといひますか、主体でありましたので、耕地面積、農用面積と全体の国土の面積との比例が、日本では利用率が少ないというふうなことも相なつてまいりまますけれども、いま申し上げましたように草地の造成、あるいはまたお触れになりました国有林の問題でございましてけれども、国有林等につきましても、農業改善事業を主軸として、農業関係に相当払い下げるといひますか、利用するように方向づけて、具体的にもそれを進めて、おるわけでありまます。ただそういう国土の計画を科学的に調査して計画をするという方針、別にこれに反対する理由も何にもございせん。けつこうだと思ひます。農林省といひましたけれども、ほかのほうは別といひましたし、技術會議等におきまして、そうい

う農耕地等あるいは土質の検査、土質の点なども研究しておったこともございいます、国全体としてどういうふうな振り分けていくかという調査はまだ手を付けておりません。ただ個々のにはいろいろあります。二、三日前の新聞等にもありました、宅地造成の審議会で宅地地帯あるいは農業地帯と、こういうものをひとつ区分していろいろじゃないかという案などもないわけではございません、そういう面におきまして調査をしていくという事は、私は必要であらうかと思ひます。ただ逃げるわけではございませんが、実際の農業面なんかにはタッチしておりますけれども、案だけではなかなかやっています、人の土地を四町に五町にするといつても、人の土地を四町に五町にするといつても、計画どおりにすぐそれが実現し得ないのは御承知でありまして、うし、またそれを実現させるためには私も苦勞しているのですが、そういう面での土地の利用区分というふうなものができた。まあ調査の結果できた。それを直ちにそのとおり、そのままいけるかという、そこに到達するのはまたいろいろなかの政策や、具体的にやらないかという問題が、そういう問題があるかと思ひます。そういうふうな面も考えまして、まあ国土利用について大いに検討するということは私も必要であり、そうしたいと思ひています。

○渡辺勲吉君 私も国土高度利用のために根本的なそういう基礎調査の仕事をまず政府で御実施が願えないだろうかという事は、政府の中でもトッ

ブ・レベルに立つ赤城大臣ならこれは実施の方向にやっていただけという大きな期待感で申し上げているわけですから、その期待をひとつ裏切らないように積極的に取組んでいただきたい希望を申し上げておきます。

いま大臣の御答弁で触れられました国有林開放に關連して農業構造改善といふことが出たわけでありまして、農業構造改善を進める上に必要な、あるいは国有林の開放といふ事か、そういうことではないに、私は全体の立場からそれが地域区分によって設定されないといふ、きわめて科学的な方向づけといふものが出てきにくいといふことから、またそういう問題を提起をいたしておるわけでありまして、農業構造改善にちよつとこの機会に触れてお尋ねをいたしたいのでありますが、私が前段に申しました、この国土の高度利用といふ観点から農業構造改善といふものが総合的な一環としてお進めを願わないと、またいろいろなたとえば地域開発との關連、そういう問題で問題がまた新たに発生してくると思はれるのであります。

そこで、経済企画庁の地域経済問題調査会が出しました「地域経済問題と対策」の中でこの農業近代化対策を取り上げておるうちで、特に農業構造改善と關連ある問題の提起を通じて農業構造改善の問題をお伺いをいたしたいのであります。それはこういうふうな地域経済問題の対策としては課題を提起しておるわけですが、それは四項目に分かれておるわけですが、特に密接に關係する点を拾ひまして見ましても、次のようにうたつておられます。「農業的自

工業化、都市化による影響をうけにくい地域は、農業關連施設の重点地域たる「農業整備」地域とし。これに對し、農業の近代化を促進するに必要な公共投資、試験研究、助成事業等の重点的積極的措置を講ずる必要がある。なお、農業構造改善事業の実施にあつては、地域開発の推進という観点から主産地形成を図らねばならない。また、同事業実施地区に「農業整備」地域造成のパイロット的役割を担わせる必要がある。さらに、農業整備地域には、農業整備拠点都市を育成すべきである。この都市は農業整備地域の拠点となるにふさわしい産業および人口の集積をもつ既存都市であつて、大農業機械のサービス・センター、農産物市場の情報センター、試験研究機関食品加工工場、農産物、農業資材のストック・センター等の施設を有機的に設置するとともに周辺地域との間の交通施設を整備すべきものである。」といふうなその地域、開発の關連における農業構造改善事業を触れておるのであります。いままで取り上げられた農林省の農業構造改善は、この地域課題と相關する立場で取り上げられておるかどうか。また、私とすればどういふ具体的な方向で国土の総合地域開発の一環として進められておるのか、そういう点をお伺いをいたしたいのであります。

○國務大臣(赤城宗徳君) 農業構造改善事業が出發した当時からどういふうにやつていくかということにつきましては、あらかじめ農林省でもこういう方向という方向は持つておりました。が、具体的には地域農民等の創意と工夫といひますか、そういう面では計画を立てたことにつきまして協力をしてきたと、こういう状態でございいます。しかし、いまお話のように、その後地域開発という問題が大きく取り上げられ、あるいは昨年からのことし等になつて新産業都市というふうなものも地域を指定してそれを進められるわけでございます。そういう点から、これと農業あるいはその周辺の農村、あるいはその中に含まれておる農村、農業といふものをどういふふうにしていくか、これは非常に大きな問題であらうと思ひます。純農村地帯と違ひまして、そういう新産業都市の影響によつて、あるいは農業がふれたり、あるいは指導によつては農業がまたそれと關連において伸びていくといふ面もありません。でありますので、いま経済企画庁の報告が何かの線は、私どもも実はそれを推進して、そういう面では農業といふものを扱つていっていただければ困るという申し入れをいたしました。そういうような案が出ておるわけでございます。ところで、私のほうといたしまして、山村のあり方といふものをどういふふうにしていくかと、こういうことをよほど検討していかなくちゃならない問題じゃないかと思ひます。それから新産業都市との關連において、農業といふものをどういふふうにして持つていくか、それは当然構造改善といふことになりまして、そういうことにつきまして、おくれればせながら実はそういう調査費をおいて徹底的にそういうあり方を検討させるということ、調査費は計上しております。調査費がなくても、現実に指導の面におきましては、構造改善等が新産業都市あるいは工業地帯との接点といひますか、

接觸面において立ち行くような、そしてまた榮えるような形でもつていかせにやならぬということで、現実面には構造改善指定地域等についてそういう面の指導をいたしております。全体的にはあり方等につきましてなお一そう検討していきまして、いまのお読み上げになつたようなことを進めていきたい、こう考へております。

○渡辺勲吉君 まあ経済企画庁は企画庁であります、實際やるのは農林省でありますから、いま読み上げたといふようなことではなしに、ひとつ大臣は、この経済企画庁が地域経済問題といふより、高度な立場から取り上げた問題、農林省の農業構造改善事業であります、この事業が相關性をもち、より積極的にこの課題に取組んでいただくものと、いまの進行の状態では、またこの問題が異なつた主産地形成構造改善といふ形が出てくること、が心配されるわけでありまして、この構造改善については、予算の説明にもありましたが、特に長期低利の融資が拡大され、三分五厘から七分五厘に至る従来の九段階を四段階に整理され、しかもいままで八百七十億であつたものが、一千七十億に増大されたことに、私はこの機会に敬意を表するものであります。この問題の中に、同じこの「地域経済問題と対策」が指摘しておるこのことを一歩どういふふうにお取り上げになられるかを關連してお伺ひたいのであります。それは、こういうふうな言つておるわけですが、「後進地域の農業近代化に契機を与え、成長農産物の導入を円滑ならしめる長期低利の融資制度を確立

し、——これは、いま言ったように、かなり積極的な金融施策が行なわれておるわけでありまして、次に、地域別に融資率差を設ける等特別の配慮をする必要がある。また、市町村の区域をこえる広域的な主産地形成のための諸施策を講ずることにより広域的営農集団の形成を図るべきである。こういう指摘をいたしておるのであります。問題は、二つあるわけでありまして。

後進地域に対しては、その作目等によつても、地域別に融資率差を設ける等、特別の配慮を講じなければ、地域の後進性はまた解決ができないという問題を提起しておることに、三十九年度はどういうふうに対応されておられるのか、その方針がおりなければ、その具体的な内容をお伺いいたしたい。

第二点は、市町村の区域をこえる広域的な主産地形成のための諸施策を講ずることによつて、広域的営農集団の形成をはかるべきであるということでありまして、これは、私の、前の国会でも、この点を大臣にお尋ねをいたしたものであります。その経済圏を同じくする——同一経済圏を中心とする営農集団というものの設定が、私は農業構造改善のその区域のあり方ではないかというふうに考えるのであります。この広域的経済圏を同一にする営農集団によつて、それが農産物の加工コンビナートの機能まであわせ持つて、次元の高い農業構造改善事業として、消費市場にこれが直結するということ、ここで指摘され、われわれもまた問題を提起いたしておるのであります。現状は、市町村それぞれの行政にばらばらな指定が行なわれておる。これがまた、やがて時間の経過に

よつて、広域的な経済圏を目途とする農業構造改善のあり方に転化していくことが考えられるし、またそうでなければならぬのでありますから、そういう課題が国会でも提起され、またこうした地域経済問題の課題も、経済企画庁から提起をされておる。そういうことに農林省としてはいかに対応して、これから農業構造改善をお進めになるか、その点をお伺いいたします。

○国務大臣(赤城宗徳) 構造改善事業につきましても、地元の事情等を相当考慮して、また主産地形成というようなことが柱になっていることは当然でございます。そういう関係から、構造改善の指定をいたしておりますが、そうすると地域的融資といふような金はどういうふうに流すかというふうなことだと思ひますが、御承知のように構造改善事業の政府の助成及び単独融資ワケ等を合わせると、平均一億一千万でございますが、今度一億二千万になります。これは平均でございますが、そういう地域の計画に応じて、助成あるいは金融も回ると思ひます。

また、公庫の資金等につきましても、地元負担その他に必要なものは回すことになっておりますが、利率を地域的に変えるというわけには参らぬと思ひます。公庫の資金の利率三分五厘とか、そういう利率は、変えるというわけにいかぬと思ひますが、これは地域の事情に応じて回すというふうな形になると思ひます。そこで、いまの構造改善指定事業というものが、一言でいへば点のようなものじゃないか、もう少し広域的に、町村の区画も離れてもっと進めていくべきじゃないか、こういう御意見かと思ひます。ことし考えました

のは、従来町村合併で、中ぐらゐの町村が非常に多く集まって、いま一町村をなしておりますので、構造改善の指定をいたしたところも、もとをいへば、村、部落といふものか、そういう点で町村全体にわたってないという感じがございまして。ところが一町村の中でも、ほかの区域で構造改善事業を進めた、こういう希望も相当あるものでございまして。でありますので、ことしは四百地区の指定をすることになっていまして、けれども、そういう面で一町村内におきましても、熱意があつて、そうして主産地形成等に非常に寄与できる、構造改善をしたほうがよからうというように場所所は、一町村一個所というにとに限らずに、二個所指定するというようなことに考えております。

さらにいまのお話のような、広域的に町村の計画等をこえて、もっと大きくやつていったらいいじゃないか、こういう御意見かと思ひますが、私もそういう方向へは持っていきたいと思ひます。ただ、申し上げておきたいのは、これも十分御承知のことと思ひますが、いまの構造改善を指定したところだけが構造改善をやっておるといふつもりでは私はなくて、やはり日本全体が、ほんとうは国内的市場、国際的の波、こういう面から見まして変貌しつつあり、また変貌しなくちゃならぬ日本の農村の実態から見ますという、日本の農業者が、あるいは日本の農村が、ほんとうにこの構造改善、体質改善ということではないか、そういうことにならぬと思ひますので、私は広域的にこれは持つていくべきだと思ひます。でありますので、

いま基盤の問題ばかり言つていますけれども、土地改良基盤などは、それは構造改善事業という指定はございませうけれども、この構造改善という方向、何といふ面でも、趣旨といふ面でも、そういう面でも、土地改良基盤なども整備していくという考え方にそつて、土地改良その他基盤の整備ということも進めておるわけでございます。結論的にいいますと、構造改善ということが相当広域的に進められていくべきものだ、方向としてはそういう方向でいくべきものだといふ考えを同じく持つておる次第でございます。

○渡辺勘吉君 前のお話の御答弁でも、共通してうかがえるのは、熱意のある地域、そういうところから計画を指定し、実施をさせるということが前提になって、ことしで実施三年目ですが、かに入つておるわけでありまして、熱意のあるなしというその条件が、熱意があるように、もっと政府自身がこの構造改善では積極的に内容を打ち出すべきものが、中途はんばであるために、地元で熱意がないという一般的な問題があると私は思ふのであります。たとえば、基盤整備の事業でありますけれども、これは昨年の暮れに予算要求で大臣にお伺いいたしました第一の柱にもうたつて申し上げたのであります。が、少なくともこの基盤整備ということについては、従来とられてきた政府の補助五割、それに交付税を背景として都道府県から二割のかさ上げをするという、地方における熱意の盛り上がりというものが出てこないわけでありまして、こういう公共的な仕事については、全額政府でこれを支

施をするということが、地方における熱意の盛り上がりがあり、一般的に出てくる方向でありましょう。主作目の生産者販売価格に対する生産者所得補償方式を貫く総合的価格支持政策もなく、また農産物の流通機構も近代化されてない等々の理由が横たわつていてと考えられます。そういう中から、市町村をこえて、いま申しましたように経済圏を地域として、数カ町村なり一郡なり、あるいは二郡にまたがるような広域農業経済圏というものを総合的に前進を願うということが、今後の国土全体の総合的な開発の上からいっても、基本的な路線ではないかと思ふので、そういう点から、経済企画庁がこの地域経済問題調査会を出したその方と全く同じような内容で、私はお尋ねをいたしておるのでありますから、その点についてもう一度御答弁をいただきたいのであります。

○国務大臣(赤城宗徳) 経済圏設定に関する調査につきましては、私も賛成でございます。三十八、三十九年度にそういう調査をしたいと、こういうふうに進めていきます。

それから構造改善で、これは答弁は要求されたわけでもございませうが、全額やつてやる、全額助成をするというふうなことではなければ、熱意が上からぬじゃないか、こういうお話でございしますが、私は考え方として、先ほどから申し上げましたように、構造改善というのは、これは政府の仕事とか何とかというよりも、農村自体、農民自身が国内的、国際的な情勢の変化に対応してやつていかなければならぬ、一言で言えば、好むと好まざるにと

かかわらず、構造を改善していくといふことが必要だといふふうには見ておるのでございます。そういう意味におきまして、それならば全額国庫負担と、私はそういう結論でなく、逆に自分からやるんだから自分のほうでやってくる、その熱意にこたえて国のほうは助成をしていく、こういう形が望ましいのでございませう。別に助成を減らすとかなんともいふことではなく、助成の点においても十分見てやらなければならぬと思ひますけれども、そういうような考え方を持っておりますので、農業全体といひまして、しかしそれだけの能力はないのだ、ふところがないやなんかからいっても何もないのだ、そういうことから金融面等におきまするワケを拡大して、長期低利の金融を回す、これだとも実態から言へば、借りたくない人が多いのです。なかなか返せないじゃないかと思ひますから、しかし、これはやはり自分から借りたものは返さなければならぬ、そういうような考えから、みずから構造改善をしていくという熱意がほんとうにあるとすれば、これは金融面の融資も受けます、そしてやってくるというふうな気持ちになってほしいし、またそうでなければならぬという関係から、金融面の点などもいろいろふうをいたしたわけでございませうけれども、だからといって私は助成を減らしていくんだというふうな考え方は持っております。そういう熱意にこたえて助成も相当考えなければならぬ、そしてほんとうにこの事業等もよく進めていきたいと考えております。

○渡辺勘吉君 いずれ具体的な点は別の機会に触れるとして、次の問題に入っております。開放経済体制といふことが、それが、わが国の農業といふもの、それが貿易自由化と一体いかなる関連で今後位置づけられるのかといふことを中心として、二、三お伺いをいたしたいのであります。

最近きわめてフレキシブルな言葉がはやっております。開放経済体制といふことばであります。この開放経済体制に移行するといふことは、内容的には貿易、為替の自由化を進展させるということである、また一連の施策として関税の引き下げ政策につながるものでありましよう、また当然輸入数量の増大を方向づけるものでございませう、しかし、私は農業、農産物の立場に限ってお伺いをいたすのであります。もしばば政府は貿易自由化は税率にはやらないと言明してまいっておるのであります。しかしながら、事實は昭和十五年ごろから急速に農産物の貿易自由化が進められてきておりまして、先般取り上げた米や麦といったような国家貿易品目を除いて——これ自体にも問題がございませう、農林水産物の自由化率は、政府の発表した資料によつてうかがいましても、三十四年十月には四三％であつた。これが昨年八月末で七二・一％と年々その自由化率が高まってきた。こういう従来の傾向から考えれば、今後も必然的な方向として、もう貿易自由化、農産物についてもこれは当然そういう方向にいくんだというふうな自覚を強要されるような状態に、農民はおちついておる実態だと思ふのであります。この点は一体赤城大臣は、従来はともかくとして、今後この貿易自由化ということについて、農産物についてこれからどういふふうに対応されるのか、まずその基本的なお考えをお伺いいたします。

○國務大臣(赤城宗徳君) 一がい貿易の自由化といひましても、いまお話しのようにIMF八条国移行ですか、そういう問題もございませう、関税の一括五〇％引き下げといひましても、ケネディ・ラウンドの問題等もございませう、為替・貿易の自由という方向は、私は進めてやるべきだと思ひておる。しかし日本の農産物は、国際競争力からいひましても、非常に弱い立場にありませう。でありますので、いまの米とか、麦とかあるいは酪農品とかでん粉とか、こういうものを税率にといいましても、急遽自由化するといふことは、これはできないし、やるべきものではないと思ひます。その他の品目七十六ぐらい農産物の中に残つておる、逐次自由化することになりと思ひますが、しかし前提がございませう。その前提といふのは、農産物につきまして自由化する場合、関税率によつて調整するか、あるいは国内産業の保護という意味におきまして、価格対策とか保護対策といふものを講じていく、そういうものとのならみ合いによつて自由化していかなければならぬ。また二面におきましては、国内対策といひましても、とにかく国際的に非常に割高といひましても、コスト高といひましても、競争力が弱いのでありますから、生産性を向上すること、こういうことも政策として考えなければならぬ。そういう前提をもつて自由化をしていく。これは国際会議等におきましても、あるいは国際的な話し合いに

おきましても、私は日本の農業の立場が非常に零細農の立場で、先ほどから再々お話がございましたような日本の実情でございませう。ほかと足並みをそろえるというわけにはまいらないといふ事情は、いふまでもないと思ひます。そういう面にもある程度の理解は持つてゐる面もあると思ひます。で、いま申し上げたような方針で自由化をするといひましても、前提条件の整備を待つておるというなら、自由化をするときにはそういうふうにしていく、こういう考えでございませう。

○渡辺勘吉君 前提条件を整備しつつといふのは、した上でといふことと、する過程でといふのは、これはまた影響が大きいと思ふので、大臣はお気持の中では当然それらの自由化によつても影響を受けない、体質改善を整備した上でといふことを胸の中に置いての御答弁であれば、それなりにわかるのであります。いままでの経過からいひましても、体質改善をわが国の農業でやらないままに自由化が進行されておる、私はそのことはいづれ実体法の審議等で具体的にまたお尋ねをいたすことにして、内容には一切触れませんけれども、少なくとも、農業近代化がやらなければならぬという政府の至上課題である限りは、この農業近代化といふものを徹底的に推進してしかる後に、自由化といふふうな考えがあるのであります。完全自由化になつた場合について、産業構造分科会の農林漁業小分科会が報告書を出して次のようにいっております。国内の重要農産物が完全自由化になつた場合———そういう前提でありませう、各種農産物の価格水準は現行、三十六年でありませう、三十六年度水準よりかなり大幅な低落を来たすことが予測された。中でも畜産物、牛乳、これは加工用原料乳でありませう、この牛乳は現行水準の約五割ないし八割、肉牛は五割ないし九割程度まで下がり、場合によつてはいずれも現行の約二分の一程度になる可能性があることが示された。比較的価格水準の動きが少ないと考えられたものは米で、現行の八割ないし九割程度になるものと予測されたといふ予測をしておる。そして貿易自由化に伴う価格低下の生産に与える影響は、生産量について牛肉が三十六年度の三三・ないし四二％に、牛乳は六二％ないし六七％に低下する。比較的影響の少ないのは米で、現在の九二・ないし九七％の生産となる。麦は約五割から六割程度の生産となる。と予測された。また、農業総産出額で見ると、三十六年度の二兆五百億円から一兆五千七百億円ないし一兆八千三百億円に減少するといふ予測を発表いたしておるわけでありまして、これは繰り返しますけれども、この分科会の予測は完全自由化した場合、そういう前提でありませうから、いづれにしても多少これにあるいは関税政策等をおとりになるお話も、いまございませう。と、とるにしても、自由化といふ従来の方向が前提として今後考えられる場合は、明らかに日本農業は縮小再生産に移行することは当然の成り行きである、これは言わざるを得ないのであります。

そこで大臣にお尋ねをいたしたい第一点は、高度経済成長政策は、今後池田総理の国会における答弁によつて

おきましては下げておる面もござい

○渡辺勸吉君 あまり私一般的な立場から御質問しておるので、はなはだわかりにくいので、この際一つだけ具体的な事例をあげてその見解がどうかをお伺いしたいのであります

が、国内の農業の影響を考慮して関税率で操作をする、こういう御答弁でありましたが、前段の御答弁は、それでは一つの例でお伺いをいたしますが、三十八年度はリンゴは生産者の手取りは大幅な低落を余儀なくされております。いろいろな要因がございまして、自由化が大きな要因を占めておることは、また否定すべくもない事実であるわけでありまして。しかるに仄聞をいたしますところによれば、従来バナナの輸入関税七〇％を政府では四月から五〇％に税率を低下し、四十年からこれを三〇％に引き直すという方針であるやにうかがわれるのでありますが、極端に言えば、怒濤のように入ってくるバナナの政策として、こういう方向でもしも関税率が低下されるならば、いよいよもってこの開放経済という一連の施策の中でリンゴの生産は、選択的拡大というキャッチフレーズで生産者が取っ組んでおるのでありますが、非常にこれはネガティブの方向にならざるを得ない。関税政策でこれを防衛するというならば、むしろ前に戻って自由化を規制する方向に戻すか、少なくとも関税七〇％を二〇％刻みで引き下げるといふことは、農政の立場ばかりではなくて、国土の高度利用なり、国内の自給度の向上なり、国の基本的な農業政策の一環として対応するべきものと

のと思われるのでありますが、この点について、仄聞でありますから、もしもそういう懸念がないということであれば、何をか言わんやであります。具体的な事例に基づいて御答弁をお願いいたします。

○国務大臣(赤城宗徳君) リンゴの値段が下がりましたので、これはバナナの影響だともいふ声をそろえて言っていますが、私はそれも間接的にあろうと思ひますけれども、私はバナナの輸入なり自由化が、直接リンゴの暴落というよりも、リンゴの異常な増産といひますか、その方面のウェートのほうが私は大きいと思つてます。でありますので、リンゴに対する貯蔵とか、輸送とか、こういう面につきましても、いろいろ施策をやります。またやっています。しかし、くだもの一般から言いますならば、やはりバナナが相当入るということでありまます。バナナについてそれを食べる人も多いので、影響は全然ないとは私は申し上げられないと思ひます。で、たいへん影響があるときには、直接考えなければならぬと思ひます。たとえばレモンでしたか、一ぺん自由化しましていただふまづかたものから元へ戻した。そういう面もあるのですから、決して固定的に考えてはいません。そこでバナナの関税率を七〇％から五〇％に下げたいのじやないかという意見もあります。意見もありまますけれども、まあ、いまのところ下げる必要はないのじやないか、いままでのままでいいのじやないか、こういうふうには私は主張しております。たぶんそういうふうになるのじやないかと思ひますけれども、まだ

きめておるわけではございませんが、そのつもりでおるのであります。

○渡辺勸吉君 まあ、実力者大臣でありますから、私はもう全面的に心服をいたします。ただ、リンゴの値段が下落したことについての大臣のお考えはどうもこれはただけでない、豊作だから暴落をしたということでありまます。

であるならば、なぜこういう選択的拡大という重要作物について、政府は生産者にその生産に安んじて取っ組んで拡大再生産ができるような価格支持政策をおとりにならないのか。その点をいままでおとりにならないが、農業近代化の革命的施策に一体これがどうあらわれておるが、関連してお伺ひいたします。

○国務大臣(赤城宗徳君) どれもこれも価格支持をしただけで済ませようにも考えまますけれども、どうも、どれもこれもというわけにもまいりません。たとえば牛乳等においては価格の上限とか下限とか、何といひますか、そういう価格帯を設けておりますけれども、リンゴもやれ、何もやれかにもやれということは、非常にせっかく選択的拡大の農産物でございまして、非常に支持というところでなくて、他の方面でひとつ何といひますか、消費が十分にいくようにこれは輸出の面も考えております。あるいはまた、これをジュースにする、ジュースにしてもなかなか合ふぬようでありますけれども、実際面ではしかしこれがコストに合うような方面の研究等も進めております。あるいは詳しい技術面は知りませんが、貯蔵をしていくという面なども考えて、せっかくの選択的拡大の果実の中

のリンゴでございまして、そういう方面には考慮をいたしておるのでございまして、価格支持をいまやれといひても、ちょっと率直に申し上げて、なかなかできないような状況でございまして。

○渡辺勸吉君 先ほどの輸入関税に關してお伺ひいたしますが、すでにわが国は、四月一日からIMF八条国移行が決定されることでありましよう。そういう関連の中で、アメリカ大統領によって出された通商拡大法、これの特別権限が発揮されて、いわゆるケネディ・ラウンドが具体的に五月に、検討される時期が目前に迫つておる。それを控えて十二月でありますか、先月第三回日米貿易経済合同委員会が開かれ、この日米貿易経済合同委員会で、マーフィー農務次官と大臣とでこの問題が討議されたことだと思ひますが、一つその内容は具体的にはどういふものだったか、まずそれをお伺ひいたします。

○国務大臣(赤城宗徳君) 具体的にどの品目どの品目という話は出ませんでしたが、出ませんでした。繰り返して去年もカナダ、アメリカへ私行ったときにも、向こうの飢饉食糧会議という会議がありまして、そこで演説をせよといふことでございまして、日本の農業の零細性、国際競争力が弱いという点、それから日本が膨大な農村人口をかかえておる、この生活水準もほかの国と比較したら非常に低い。こういうことで、手放して自由化されたり、あるいはケネディ・ラウンドの五〇％引き下げといふことにはなかなか踏み切れぬぞと、ほかの品目ならいいけれどもそれは踏み切れぬぞ、

ぞ、そう言ってだめ押しをこの間もいたしました。ただ内輪をお話ししますと、個別会談があったとき、向こうでレモンを自由化してくれ、こういうことを言いましたから、レモンを自由化してくれと君のほうばかり言うなら、おれのはもう温州ミカンを入れたらいいじやないか、制限を加えて、病虫害があるとか、そんなけしからぬことはやめてくれ、あるいはブローラーの問題で、関税を上げないでくれ、こういうことを言っていました。これは日本

の立場としては、関税を上げなくちゃ、日本のせつかつのいまの先ほどからお話のような選択的拡大の部類の養鶏面にすぐく支障を来すから、これは関税は上げますよ、あんなのほうでもいろいろせつかつく自由化だといひますが、相当制限その他をやられていふ面もあるもので、一方的におれのほうにそんなことを言われても、おれのほうにも要求がある、こういうふうな話をしたので、具体的にどの品目どの品目、どれをどのくらいというふうな話はいたしませんでした。

○渡辺勸吉君 その話し合いとは別に、当然この第三回の合同委員会で、ケネディ・ラウンドについての働きかけが日本にあったらうと思ひますし、新聞もまたそのことを若干報道をいたしております。この通商拡大法をてこととしてガット関税一括引き下げをアメリカがわが国に要請をしたことに対して、きのうガーディアン駐日アメリカ公使が関西経済連合会との懇談会で、この問題について次のような新聞発表をいたしております。「国際貿易・経済関係の推移についての討議で

は、日米両国間の経済協力で特に有益な分野が明らかにされた。委員会はきつたるべきケネディ・ラウンド、すなわち関税一括引き下げ交渉に対する両国の利害が大幅に一致していることを知った。米側委員は五〇%引き下げ権限を行使できるのは、他の国々のじゅうぶんな協力が得られた場合に限るということを強調した。EEC（欧州共同市場）加盟国以外の大工業国としての日本の協力は、この点で特に望ましいことである。」ということを発表したいしております。この関税一括引き下げについては、御承知のように欧州共同市場では関税上の広域経済圏の、特に共通農業政策を保護するために輸入賦課金制度を実施しておることは、大臣も御承知のとおりであります。そういう広域経済圏の対外政策としては、当然にこれらのアメリカの通商拡大法の特権を振りかざしておることに猛烈な抵抗を示したことも、経過的には御承知のところでありませう。しかしながらこれらの抵抗もついに妥協をして、これらの一連の施策を踏まえて五月にこのケネディ・ラウンドの会議が持たれるわけです。そのときに日本はアメリカのこの立場に同調してEECのこのケネディ・ラウンドに対する共通の立場からこれに対処をするという方向が、この日米貿易経済合同委員会でも確認されたのかどうか。その中で特に農産物についてはどこまでこのケネディ・ラウンドに対応するわが国の方向を御主張なされ、またそれがどういう話し合いに結論が出てくるのかをお伺いしたいと思ひます。

○国務大臣（赤城宗徳君） アメリカとEEC関係等は、お話のとおりに私も

聞いています。初めは抵抗をいたしましたが、いろいろな面でも妥協的といえますが、話し合いが前とは違つておる。そこで、この間の合同委員会等におきまして、もう強く向こうで要請はいたしておりましたが、やはりケネディ・ラウンドに協力してほしいというような意向を、向こうの通産大臣などは非常に言つておりました。私としては品目は別といたしましても、その原則はこれ何れ拒否すべき理由はない、国際経済からいって五〇%引き下げは、しかしながら、農産物というものは、こういう事情なんだから、そのまゝ日本では農産物に限つてはのみにくい。その点はしっかりと頭へ入れておいてくれという程度で、それじゃ農産物は除くとか何とかいうような、こういうところまではいきません。いずれ五月のジュネーブでその会議等で問題になろうと思ひますけれども、方針といたしましては、私は農産物、日本の農業の特殊事情というものを、だれが代表で行くかわかりませんが、強調していききたい、こういうふうな考へております。

○渡辺勘吉君 おそらくこのEECの共通農業政策の上から、総体的にケネディ・ラウンドの会議に臨むことの話し合いはつたにいたしてしましても、おそらく特にこのEECの共通農業政策のリーダー・シップを握つておるドゴールは、このケネディ・ラウンドの中でも、農産物についての一括引き下げには強く抵抗することは、従来の傾向から見ても推察されるわけでありませう。したがつてこの点は、とことんまで突っ込んだ話し合いがなかったよう

でありますけれども、少なくともガーディナー駐日アメリカ公使が言うように、すでに完全に日本はアメリカのこのケネディ・ラウンドに同調して、EECとのむしろ話し合いの場をつくらなければならない受け取り方では、これは非常に問題だと思ひます。特に農産物については、これはとことんまでEECも同調することに困難な課題が提起されるのが予想されます。わが国としても、この点については、もっとすっきりした立場でこの農産物については特に立ち向かつていくべきであるし、またそうであることを政府にも強く要請を申し上げるわけでありませう。EECのドゴールのあの共通農業政策にとつたあのしぶとさといひますか、あのことは、わが国の農政としても学ばべきものではないかというふうな考へるわけでありませう。

で、これは意見でありますけれども、農産物を自由化する前に、それに耐え得る日本農業の体質をつくり出すことにまず重点を置いていただきたいのであります。一方においては、対外的に日本の農業の実態を十分これを知悉せしめるとともに、農産物の輸入の制限はこれを正当なものであるということ強く主張するとともに、これを貫いていただきたい。また他方では、真の意味の農業構造改善、こういう変革を実現するためのもっと革命的な施策というのでありますから、財政金融の総力をあげてと総理は言つておるのではありませんから、素朴に国民が期待するように、そういう政策の重点を私は置いてほしい、そのことが、なかなか今度の三十九年度の所信表明なり、具体的予算措置には、非常に御苦心の

あとがわがわがわがけれども、期待とはきわめてほど遠い内容を受け取らざるを得ないわけでございます。

だんだん時間もなくなりますが、あと二つばかりの柱についてお伺いをいたしたいと思ひます。それは、今後の農業に関連する問題の一つでありますから、お伺いいたすのであります。この政策全般を伺うつもりはございませうけれども、特に私は、参議院でこの前の国会審議の際に決議をいたしておる。それは開拓者に共通する負債を整理をするということが決議に上がつておる。もちろん審議の中では、十分論議を尽くしたこれは附帯決議でありませう。開拓者振興審議会の答申にも、このことが大きく取り上げられておる。これは事務的な回答じゃなしに、私は大臣から大臣のお考えを率直に伺いたいのであります。すでに事務的な作業としては、第一類から第三類の開拓農家の分類を完了しておる。その完了の作業の中で、償還しようという意欲はあつても償還し得ないものが、政府としてもこれはわかつていなければならぬ。そういうことがわからずに分類をするということとは、これはきわめて非科学的なものであり、内容的にずさんなものであると言わなければならぬ。したがつて、これらの既存の開拓農家の、償還しようとしてもし得ないものに対する抜本的な施策というものを、われわれは国会の審議でも、あるいは振興審議会でも答申をしているのであります。こういうことを触れずに、第二類農家に対して振興資金を貸し付けるということをやりまして、これは基本的な振興には、積極的

な役立ちにはならない。すでに全国ではこれらの負債は返すあてがなくて、返す意思のない、そういう状態に置かれておるわけでありませう。大臣はもうこれは数年を取り上げてきたこの点について、一体どういうふうにお取り上げをされておるのか、経過的には、今度の制度金融の改正の途中において、無利子資金あるいは二分資金というものでこれを当てるという、その希望の経過もあつたやうであります。それも全然実現は見えない、こういう状態の中で、戦後食糧が窮乏した際には、開拓に対してきわめて大きな役割りを担当させながら、何としても返すことができないという旧債については、政府としては抜本的なこの整理の措置を講じていただかなければならない。この点について赤城農林大臣は、三十九年度の予算でどういうふうな措置をおとりになられたのか、その点をお伺いいたしておきます。

○国務大臣（赤城宗徳君） 開拓につきましては、いまの振興する方面の前向き助成等につきましては、御承知のように手配でございます。旧債の償還、それについて何か方法をとらないのか、こういうことでございませう。この点につきましては、いろいろ研究いたしまして、実態を把握して、この面も手当てをするといひますか、方法を講じていきたい。そこで法律を出して、これをやるべきものかという議論も一時出ましたが、私は法律を出さんでもいいじゃないか、行政的にそれをやっていける方法を研究して、こういうことで、事務当局を補助して研究されております。そこで公庫資金の

中で、これを借りかえるといひますか、そういう方向で処理したいといひますか、それを大体やるつもりで、その方向で検討を進めております。

○渡辺勸吉君 もう一つ開拓の問題でお伺いしたいのは、すでに開拓農として落第という範疇に入れられた第三類農家対策であります。これは従来の離農のための財政を三十万から、内地におけるものには四十五万ですか、海外には五万五にして五十万という措置がとれたのでありますけれども、従来のこの離農する状態を見ますと、往々にして旧債その他にこれが吸収されて、完全に離農に基づく積極的な方向に使われない。これではせっかくの財政補助も生きないわけでありまして、この新たに予算措置をとった一開拓農家四十五万という第三類農家、これは社会的にもきわめて重大な問題であります。開拓者としてどうにも立ち行かないというものに対する政策的な措置であります。それが四十五万というものが、従来の資産を処理し旧債に充て、なおかつどうにもならないものは、これはたな上げをするというような措置をとって、四十五万を離農に積極的に役立たせるような措置というものを、四十五万の背景として政府でおとりを願わなければならぬ。その一環として旧債のたな上げを取り上げたわけでありまして、そういう点については、大臣のあたたい御配慮があると思ひます。そういう点についてお伺いをしたいと思ひます。

○國務大臣(赤城宗徳君) お話の御意見、ごもっともでございます。旧債の処理の問題もそれと関連いたしますが、それとは別といたしまして、四十五万でしたか、去年よりは、予算の折衝によって去年より減っております。相当努力したのですが、それが全部持たず出られないようでは、せっかくの制度といひますか、離農資金にも役立たぬのでございます。この点につきましては、行政指導といひますか、持たず出られるように、できるだけ多く持たず出られるように指導いたします。私のほうでそうやります。

○渡辺勸吉君 いろいろ問題がありますが、もう一つ時間があるから、私が、それは行政投資の問題でありまして、まあ質問する気持をまず先に申し上げます。私は日本農業の生産性を高める、生産性の低位に基づく農家の相対的低位に置かれておられるわけでありまして、これを是正する手段は幾多あるわけでありまして。しかし幾多の手段のうちで、私は最も基本的な手段として、広範な分野における巨額な農業に対する国家資本の投資が必要であるというふうに考えるわけでありまして。このことによつて、初めて日本農業の生産性の低さから農業が解放され、農民が解放され、政府が制定された農業基本法のその生活水準の維持も出てくる。こういうふうに見えるのであります。何としても生産性の低い、所得の低い農業の実態に対しては行政投資といひますか、これが国士高度開発にもつながりますし、基礎整備の充実にもつながります。ところが、国民所得倍増計画の中で行政投資総額は十六兆一、三三億、まあ端数は省略して十六兆一、三三億というものが出ておる。その十六兆一

千三百億の中に農林漁業、農林水産業の基礎整備はわずかに一兆円にすぎない。だいたいこのこと、あるいは与党の中にも異論があったのであります。その点が一体どう確定し……私は不敏にしてその後の計数整備は知っておりませんので、これがどう整理され、どういう全体の行政投資の中に農業がこの投資の対象となつて、生産性向上の基本的な位置づけが出ておるのか、それをまずお伺いしたい点であります。

○國務大臣(赤城宗徳君) 一般の公共投資と農業に対する公共投資との比率の点につきましては、いろいろ問題があらうと思ひます。しかし、脆弱な産業でございますから、何とかして……

……公共投資をして基礎をつくつていくということが、これは必要だろふと思ひます。それで、最初に一兆円を十年に投資するといふ計画でございまして、その比率は別として、進行程度からいくと、非常に今ふえておるわけでございます。十年に一兆円でございますが、三十六、三十七、三十八、三十九年度を合計しますと、四十三、三十七億、こういうことになって……

……四十三、三十七億、こういうことになって……

……

……

たしたい点であります。それをお伺いしたいと思ひます。

○國務大臣(赤城宗徳君) 私も先ほど申し上げましたように、比率の点はどのようになっておるか、実はいま資料を持っています。比率は大事だと思ひますが、確かに一兆円を十年に算術平均的に割れば、四百三十七億ですから、これがふえて……

……

……

……

……

……

予想されるので、国民経済としては、農業に対して公共投資を中心とした施策を濃密に実施することによって低い生産性を向上させる可能性が増大するのである。すでに西欧先進国のうち相当の諸国においては、農業の国民経済に占める比重が相対的に低下しながら、国の施策の強化によって、農業、非農業間の生産性、所得格差の是正が図られてつある。わが国においても、これとはほぼ同様の事態が期待されるであらう。まあ役所の文章ですから、最後はちよつと読む必要のないところでありまして、そういうふうにお話しておるので、私は、無限大な行政投資を期待しているわけでもございせんが、限られた行政投資財源の中で、農業にもっと積極的な、今までに倍する、一回り大きくしなければならぬ、一けたさらに大きくしなければならぬと言つておられますが、さらに、これを重点的にこの公共投資を農業に投下してもらうといふことが、何ものにもまして農業近代化の革命的施策に私はたえ重点的な政策の柱であると思ひますのでこの点を繰り返して大臣にお尋ねをいたしたいのであります。比率はおわかりではないでしようけれども、置かれておる日本農業の位置づけが、日本経済の中でどう處待しているかということは、はたで大臣は、農村出身の大臣はお感じになつておられるのであります。したがつて、比率自体を引き上げるといふことで、これからひとつ善処をされるのか、まあまあということなのか、そこら辺の御決意のほどをできたらお伺いしたいと思ひます。

○國務大臣(赤城宗徳君) この間の所信表明等でも申し上げましたが、三十

……

……

……

……

……

な被害でございます。天災融資法の適用ができるのかできないのかというような問題も事務的にあるようでございますけれども、私のほうとしては適用すべきだ、事務的にも適用して差しつかえないんだ、こういうことで財政当局といま折衝いたしております。近いうちに適用して融資をするというようなことに相なろうかと思ひます。あまりおそくないときに、お話しのようなタイムリーにやっていたい、タイムリーもおくれたか知りませんけれども、そういうことで進めております。

○矢山有作君　その問題にちょっと関連してお尋ねしたいと思うのですが、実はきのうの災害対策の特別委員会でこの問題をちょっと取り上げたわけです。大臣もいまおっしゃったように、天災融資法を発動することに疑義がある面がある、こういうお話でしたが、一体天災融資法をあのかき葉県その他のノリの被害について発動する場合に、どういふ点に疑義があるのか。私どもはきのういろいろとやり取りをしましたが、はつきりいたしませんので、大臣のほうから、財政当局と折衝しむ場合に、どういふ点に疑義があったのかというのを、ひとつ明確にしたい。ただいれたらと思ひます。

二三

○国務大臣(赤城宗徳君) いま条文を持っておりますから、事務局から答弁いたしますけれども、農林省といましては、天災融資法の適用が適用されるべきで、条文の上からも適用されるべき事柄だ、こういうふうな考へておられるのでありますけれども、事務局から条文等についてお尋ねでしたらなお答弁させていただきます。

○政府委員(庄野五一郎君) 昨日も御質疑がありまして、水産庁といたしまして、いま大臣がお答えになりましたように、天災融資法の第一条の「天災」というふうな考へて折衝する、こういうふうにお答え申し上げたとおりでございますが、なお先生からいろいろ御指摘がありましたように、被害の程度等について、やはりどの程度の被害になるかという点について、もっと詳しい資料を要するわけでございます。そういう点で調査をできるだけ早くいたしまして、先生が言われましたように、再生産に支障のないようにという点、大蔵省に折衝いたしておりますが、これは八県に大体まとまっておりますが、まだ被害の程度等については十分な資料が集まっておりますので、そういう点の資料を集めて御要望のとおり善処いたしたい、こういうことでございます。

○矢山有作君 えらくこまかい問題を取つかまえて押し問答するようですが、私は、この天災融資法の発動の場合の法律の解釈に疑義があるという財政当局の考へ方が間違っていると思うんです。したがって、その点ではやはり農林省としては強い態度で臨んでいただきたい。なぜかといふと、第一条に書いてありますように、

「この法律は、暴風雨、豪雨、地震、暴風浪、高潮、降雪、降霜、低温又は降ひょう等の天災によつて」とあるわけですが、したがって、「一応自然的な災害」というものをずっと例示していったわけですね。それで「等の天災」ということでひくくおめしているんですから、当然それが暖流異常によるものということになれば、これは明らかに天災なんです。そういう点を財政当局がここの解釈、つまり暖流というこぼがここの第一条に載つておられないから天災にしないのだ、こういうふうな解釈のしかたをしておるとすれば、これはけしからぬ話なんです。そういう点は、当然暖流による異常は天災と考へられるわけですから、この条文からいって、も、そういう考へ方で強い態度で推して、いってほしいと思つておられます。

と同時に、先ほど渡辺委員からお話がありましたように、あそこを私は実は実態調査に参つたわけなんです。ところが、何といひましたも、東京湾が全然現在漁業がでないような状態、ノリ作にほとんどたよっている。たとえていいますと、一戸当たり年間収入が大体ノリ作で七十万、その他が十八万、こういう状態で、それがしかもノリ作が収獲皆無、こういう状態なんですから、そうなることしきず生活資金にも困つておられるわけです。したがって、天災融資法の発動というものは、迅速に調査を進められて迅速にやられるように、しかも地元の漁民としての考へ方は、現在できるだけ早く融資を受けることによつて、この漁業がでない三月あるいは四月の初めのうちに網等の手入れ等もやつて、七月に仕込みにかかりたいと言つておられるのですか

ら、そういう点も考慮されて、二月一ぱいに結論を出していただいて、三月には融資が末端まで届くようにする、こういうことで進めていただきたいと思ひます。これは私の希望です。

それからこの際もう一つお伺ひしたいのは、このノリの不作の問題で重大な関連がある問題なんです。これは昨日も申し上げましたように、きょうは幸い担当の大臣がおられますから、大臣のほうから御意見を聞いておきたいと思ひますが、四日の閣議で、大蔵大臣は、韓国から一億枚のノリの緊急輸入をする、それによつて現在のノリ不作による価格の暴騰を押えていく、こういうふうなことで閣議の了解を得たというふうな新聞に出ておる。ところが、赤城農林大臣のほうは、その閣議でやはり輸入はするにしても、生産漁民の立場というものを考へて、輸入の時期、方法等については慎重に検討しなければならぬ、こういうふうな態度でおられたようなんです。しかしながら、実際に閣議はどうか。この点は非常に大きな影響があると思ひますので、ひとつ伺つておきたいと思ひます。

○国務大臣(赤城宗徳君) いまの問題は、閣議の案件として出たわけではございませんが、そういう発言がありまして、ノリも輸入してやうな問題ではないか、まあ日韓関係もあるしといふような話から、そういう問題が出てきたのでございますが、出てきたのでございますが、私はノリの輸入はしてもいいと思ひますが、一億枚で価格の問題を左右するかどうかといふような問題じゃないんじやないか、また消費者の問題からも一面考えられる

けれども、いまのような価格を左右するといふことになるかどうかといふことは、まだ私疑問だと、入れるのは入れるといたしまして、時期とか方法とかなお検討する必要があるもので、いまだすぐ入れるといふようなことには私は賛成しかねる、もう少し考へてからにしたい、こういう発言をしたままでございまして、閣議決定とか何とかいふ種類のものではございませんが、そういう話が出たことは事実でございます。私はいまおっしゃるような発言をした、こういうことでございまして。

○矢山有作君 もう一つちょっと。おっしゃる通りに、私は、大体の年間の生産量というものは四十億枚程度と記憶しておるのですが、それで大体十億枚程度の損害だといふふうにいまいわれておるわけなんです。そうすると、いま生産見通しとしては三十一、二億枚ぐらゐの生産見通しがある、こういうふうにいまいわれておるようですが、その中で一億枚やそこら輸入したって、実際問題として大臣がおっしゃるような、消費者価格を押えるという効果はないと思ひます。むしろノリの再生産期に、そういうふうな韓国からノリの輸入をやるのだということが打ち出されること、かえつて生産漁民をいよいよ買いたたく道具になる。このことが非常に心配になるわけです。したがって、そういう点では大臣が閣議でおっしゃったようにきわめて慎重な態度をとっていただきたいと思ひます、慎重な態度だけじゃないに億枚かそこら輸入したところで消費者価格を下げるとに役に立たぬだらうとおっしゃったのですから、そんなものを日韓会談の問題とかから輸入するといふような、

とぼけた発言があるならば、あなたのひとつ大きな政治力で、これは絶対に押えていただきたい。そのことを特に強く希望しておきたいと思ひます。それから、あわせてもう一つお願いしておきたいのは、今度七月生産にかかると、大体地元では三十万程度の資金手当は絶対に要するといっているわけなんです。というのは、不作のために何とかして少しでも収穫を上げたいといふこととで、昨年のあの暖流異常が発生した十一月ころから、買い網をやったり二次網をやったりして、いろいろ苦勞しておるわけなんです。そういう経費も要しておるし、生活費も要しておるわけなんです。さらに大体、あそこノリ作の実情からして、二十万程度の仕込み資金が要ると、こゝろいっておるわけなんです。それらを合わせると三十万くらいは、どうしても要するといつておるわけなんです。そうすると天災融資を發動していただく場合に、さらに融資のワケの問題で御検討をいただかなければならぬ問題が出てくるわけです。これは災害等の程度にもよるであらうしょうが、その点も十分配慮されて、ひとつノリ一本で生きておるあそこ漁民が生活困窮におちいたり、あるいはさらに次の生産にとりかかれないうようなことのないように格段のひとつ御留意をお願いしたいと思います。

○国務大臣(赤城宗徳君) 結果が、格段になるかどうかは別にいたしまして、そういう面を配慮いたしたいと思ひます。

○渡辺勲吉君 どうも私の与えられた時間がもう過ぎたやうでありますから、全体を通じてこの所信の表明に対する最後のお尋ねをいたしたいのであ

ります。総括的なお尋ねでありましたから、なお積極的な意欲を持った政策を伺い得ない点もあったかと思ひますけれども、過般の表明の内容、配付されました予算案というものをいただき、本日伺った範囲では、どう見ても池田総理が国会で所信表明をした農業近代化に対して、革命的な施策を講ずるために財政、金融の総力をあげて、これに立ち向かう決意というものが抽象的な範囲では、きわめて国民受けのした、また選挙につながる表現であつたのでありますけれども、内容を解明いたしますと、どうもこれらの所信表明の内容は、その声明とはほど遠い感を感じないのであります。したがって、受け取った感じとしては、革命的な施策というものは、革命的な早さで農業の合理化を推し進め、冷厳な経済合理主義で、日本農業を合理化の方向に追ひやる路線を進行しておるといふふうに理解せざるを得ないのであります。私はそういうことに對して、われわれの要請した予算が盛られなかつたことをきめて遺憾に思ひます。なお具体的な問題については、法案の審議において、出なかつた問題について、十分その内容をたゞして、その問題点を明らかにさしていただきたいと思ひます。

時間がありませんので私の大臣に対する質問はこれで終了いたします。
○國務大臣(赤城宗徳君) いま確かに、お話のように革命的と申し上げるには遠いと思ひます。しかし、内容が非常に貧弱だということでは私はないと思ひます。現段階における総力ではありませんが、相当の力を注いで編成し、また農業を前進させたい、こうい

う考えでやっておるのでございますので、これは見方の相違かも知れませんが、農業を合理化して、首切つてひどくしていくというようなこととは逆にな、私は非常に前進的な予算であるといふふうに考えておりますので、これは見方の相違かも知れませんが、私はそういうふうにご考慮をしておりますので、私のほうから申し添えておきます。

○藤野繁雄君 ただいままで渡辺君から各方面にわたつて、また各材料をとり集めて質問があつたのでありますから、私から重ねて重複するようなことは質問せずして、その他の問題について、ある程度の質問をしてみたいと思ひるのであります。

その質問の第一点は、農林漁業に対する農林大臣の将来のあり方のビジョンについてお尋ねしたいと思ひのであります。それは、農林大臣は農林漁業の現状がどんなものであるか。また農林漁業の協同組合等が、どういふふうな経営をやっておるのであるか。また町村長の連中が、町村の運営にいかにか苦心しておるかといふようなことは細大なく御承知であるのであります。こういうふうな各方面の実情を詳しく知っておられるところの赤城さんが再び農林大臣に就任せられて、難局に直面してまいりますところの農林漁業に対して、時代に適応する画期的な農林漁業政策を確立しておられますことは、まことに喜びたいと思ひます。これは、世の中の言葉を聞いてみると、おと、赤城大臣ならやるぞ、やつてもらおう、こういうふうな言葉が盛りに上がつてゐるのであります。それで農山村は非常に明るい気分になつてゐるのであります。でありますから、

この際、農林大臣は、この気分にもこたえて、日本の農林漁業の将来はいかにあるべきかという、まず目標を明らかにしてもらいたい。また、それについては所信表明にもあつたのであります。かいつまんで、どんな手段方法によつて、このビジョンを達成せられるのであるか、おもなる数点についてお述べをいただきたいと思ひのであります。

○國務大臣(赤城宗徳君) 総理も、農業が自然的、経済的、社会的制約を受けてゐると、こういうようなことを言つておりましたが、実際に農業そのものが安定していくということにつきましても、そういういろいろな制約があるかと思ひます。しかし、ほんとうにビジョンといふか、理想的な姿といふか、やはりいまの農業者、漁業者でも、林業に従事している人でも、従来とも、非常に重労働で苦勞しております。いまも就業人口は減つておりますから、労働の割合に収入が少くない。こういう重労働から解放して、これは憲法にもありますような健康にして文化的な生活が営めるような農山村といふことが最終的な目標だろうと思ひます。

しかし、その目標に到達するために、容易ならざる難関といひます。そこが横たわつておると思ひます。そこで、農業基本法等にもうたわれておりますように、日本の農業を近代化していく、その手段といたしましては、日本の農業を相当近代的な機械化をしていかなければならぬ。あるいはまた、米麦、ことに米等につきましては、生産性を向上して増産を進めていかな

ならない、力がない、こういうことでございますから、政府といたしまして、そういう資金を多く、また金利を安くして流していくという面から、何といたしまして、御指摘のような国内的、国際的情勢の中に被つておつて、かよい産業でございまして、その産業を強化し、農山村民の生活を上げていきたい、こういうふうな方向で予算の編成もいたし、また、その方向へ行政的にも進めておる、こういうつもりでございまして、ただ、残念ながら、意あつて、なかなかそのとおりいかない面は、まことにじくじたるものがございまして、できればそういうことでやりたいと思ひます。

○藤野繁雄君 ただいま高遠なる理想を承つて、その理想がでるだけすみやかに実現するように、さらに一段の御配慮をお願いいたします。

次に、農業構造改善を土台にしてお尋ねしたいと思つておるのであります。昭和三十一年度の農業の動向に関する年次報告を見ますと、いろいろと、政府の施策がよるしきを得ました結果、農業生産も農産所得も前年度に比較しまして増加を示してきておるといふことは、まことに喜びたいと思ひます。農業と他産業との生産性の格差及び農業従事者と他産業従事者との生活水準の格差も、相当上昇はしてきておりました。これは、なほ格差があるといふことは残念であるのであります。いまやわが国は、開放経済体制に移行しつつあるものでありますから、わが国の農業を国際競争力を強めるためには、いろいろと施策を講ぜなければならぬことではあります。それは何といつても、農業の構造を改善して、農家の収

ちやなりません。同時に、畜産とか果樹とか、こういう方面の収入も得られるような方向への選択的拡大、こういうことを進めていかなければならぬと思つております。しかし、そういうことを進めていくために、実際問題として進め得るような環境といひます。か、基礎がはたしてできているかどうかと、こういうふうにも私も考えるのであります。そういう面から考えると、いままでも基礎整備といふものに非常に力を入れてまいつたのでございまして、けれども、これは、あるいは機械化するの、いままでのような土地のあり方ではないのか、あるいは耕作面積なんかも、いままでどおりでいいのかといふことを考えますと、そういう面が充足されておらぬ。でありますから、基礎を整備していかなければならぬ。あるいはまた、先ほどから再々お話がありましたが、いかに働いてみて、結局、収支が償わなかつたり、生活水準も向上しないといふことは困ります。しかし、何しろ、農業といふものは工業生産物と違ひまして、毎日毎日生産するといふわけにもまいりません。単年度といひますか、一年がかりで生産するようなものでございまして、価格面につきましても、ほうっておいたのでは、国際競争力どころか、国内におきましても非常に弱つてくると思ひます。

そういう面におきまして、価格対策あるいは流通対策といふものを考えていかなければならぬ。あるいはまた、せっかく体質改善、構造改善、その他いろいろなことをやろうといふことにいたしましたも、みずからの資金がない、力がない、こういうことでございますから、政府といたしまして、そういう資金を多く、また金利を安くして流していくという面から、何といたしまして、御指摘のような国内的、国際的情勢の中に被つておつて、かよい産業でございまして、その産業を強化し、農山村民の生活を上げていきたい、こういうふうな方向で予算の編成もいたし、また、その方向へ行政的にも進めておる、こういうつもりでございまして、ただ、残念ながら、意あつて、なかなかそのとおりいかない面は、まことにじくじたるものがございまして、できればそういうことでやりたいと思ひます。

○藤野繁雄君 ただいま高遠なる理想を承つて、その理想がでるだけすみやかに実現するように、さらに一段の御配慮をお願いいたします。

次に、農業構造改善を土台にしてお尋ねしたいと思つておるのであります。昭和三十一年度の農業の動向に関する年次報告を見ますと、いろいろと、政府の施策がよるしきを得ました結果、農業生産も農産所得も前年度に比較しまして増加を示してきておるといふことは、まことに喜びたいと思ひます。農業と他産業との生産性の格差及び農業従事者と他産業従事者との生活水準の格差も、相当上昇はしてきておりました。これは、なほ格差があるといふことは残念であるのであります。いまやわが国は、開放経済体制に移行しつつあるものでありますから、わが国の農業を国際競争力を強めるためには、いろいろと施策を講ぜなければならぬことではあります。それは何といつても、農業の構造を改善して、農家の収

益を増すようにせなければ、これはできないのでありますから、私なども農業構造の改善は積極的に進めていかなければならない。また、政府も進めておられるのでありますが、この構造改善に対して、それならば全部の者が全面的に応援しておるかどうか、納得しておるかどうかという点、いろいろと批判その他があるのであります。

そこで、私は、現在いろいろの批判や希望を大臣は聞いておられるのでありますから、この批判や希望に対して、昭和三十一年度において、どういふふうにしていくような予算措置を講じておられるのであるか。また、さっきも話があったのでありますが、新産業都市や、あるいは山村のようなところには、こういうふうな特別の地帯では、現在の状況では、農業構造改善が全く手をつけておられないような状態であるのではないかと想像されるのであります。こういうふうな点について、大臣のお考えをお伺いしたいと思うのであります。

○國務大臣(赤城宗徳君) 御意見と私も全く同一でございます。構造改善というものは、先ほども渡辺さんのおきに御答弁申し上げたのでございますが、単に構造改善事業の指定というところばかりでなくて、日本の農村あるいは山村、山村全体が、體質改善という意味におきまして、構造改善をしなくちゃならぬ、こういう段階だと思っております。

そういう意味におきまして、好むと好まざるにかかわらず、これはやっつけていかなければならないものだ。そういう面についてのPRといひますか、非常に私足らなかつたと思ひます。い

ろいろな団体等もあるし、いろいろな面から、そういう盛り上がり期待しておりますが、その点におきましてPRが足らなかつたと思ひます。そういう点では、なお、PRといひますか、趣旨の徹底を期したいと思ひます。

そこで、現に指定されておりますところの農業構造改善事業につきまして、三十一年度の予算で、どういふふうに変更したというか、前進するような方法をとつたかということでございますが、個条書き的に申し上げますと、農業構造改善事業促進対策予算を大幅に拡充した、こういうこと、あるいはまた、融資単独事業費の地域平均が御承知のように一億一千万円に増額いたしました。それから構造改善の指定が、一町村一カ所というふうな方針でやってきましたが、町村も非常に広いし、また、それでは点だけでございまして、もう少し幅のあるものにしていかねければならぬ、あるいは水利の関係とか、いろいろの事情もあつたので、もっとやりたい、こういうところがあります場合には、一市町村内におきまして、第二次事業を実施したいということでありまして、ならば、それも指定したい。それからまた、大型機械の導入等につきまして、申請に應じてまして実施期間の延長を認めたい、こういうこと、あるいは三十一年度事業着手地域及びパイロット地域でございますが、その事業費が、物価上昇等に伴つて増加いたしておりますが、この調整を配慮していただく、この点に關連しましてござい

ますが、地元負担の金もあるわけでございます。この地元負担の金等におい

ても、融資の方面であつせん、めんどろを見たいと思ひます。ことに農協の系統農協で、きのういろいろ相談した結果、今まで八分とか九分とかいう金でありましたが、系統農協のコースは高いのでございまして、これも利率を下げて、そうして、そういう地元負担のほうに積極的に参加して融資をいたすという方針なども、きのうきめたわけでありまして、あるいは立地条件の不良な山村地域及び都市化あるいは工業化が推進される新産業都市地域における事業の進め方、これにつきましては、調査費を設けて本年度計上いたしております。これは将来、重大な問題だと思ひます。一面において構造改善をしておる。一面において新産業都市ができてきて、何が何だかわからぬような格好にかき回されてしまつたのでは、これはせっかくの目的が阻害されるわけでございます。そういうわけでございますので、その調整とか、また、どういふふうの新産業都市、工業地帯の周辺の農業を改善していくかという点につきましては、専門的立場から検討をさせたい、こういうふう

に考えまして、調査費を置いてゐるわけでありまして、これは三年間ということになっておりますが、これ等につきましても、幅をもう少し考へていくべきではないかということなども考へております。事業終了後の管理面の指導等も考へてゐるわけでございます。

何にいたせ趣旨徹底が十分でなかつたという点で、指定地区の中にも、あまり乗り気でなかつた点などもありますが、あるいは計画等が画一的といひますか、そういう面が、それ

ほど上がつていないという面もありました。そういういろいろな面等を勘案いたしまして、構造改善事業を進めていくための支障を取り除き、また前進する方向へ、いま申し上げましたようなことで進めていきたい、こういうふうな考へてゐるわけでありまして。

○藤野繁雄君 いま一番当面している大きな問題は、新産業都市内における農業構造改善、この二つが衝突して、どこにいけばいいのかわつてゐるのでありますから、その点は特にひとつ、御留意をお願いしたいと思ふのであります。

それから、実態問題に私は触れますが、従来のやり方で、一市町村内に一地区を指定すると、こう仮定しますと、いふと、どういふふうなことになるかといふは、町村長でありながら、一地区のものに特別な利益を与へなくちゃできない。であるから、町村長も困る、町村会議員も困る。また農協であつても、農協の区域の一部分であつて、困つてゐるのではありませんから、私の考へを申し上げてみましたならば、農業構造改善の事業を調べてみるというところ、そのおもしろいものが基盤整備で、土地の整備です。それに果樹であるとか、畜産であるとかいふものを加えても……。であるから、農業構造改善をやる場合においては、まず第一には、農業では、土地基盤の整備をやらなくちゃいけないのだから、その地区は全部、まず第一に基盤の整備をやる、構造改善地域以外のものは、そうするといふと、一方のほうは構造改善で基盤の整備その他をやるが、その区域以外のものは普通の基盤整備である

から、全村が同一に取り扱われるといふようなことになれば、従来の町村長及び町村会議員が非常に困つてゐるところのものを直ちに打開することができると思つてゐる。でありますから、今後の農業構造改善を指定せられる場合においては、まず、その地区全体について農地の基盤整備を執行する、そして構造改善の地域には、今度は構造改善によつて農地の基盤整備をやる、こういうふうになつたならば、村内の、市町村内のごたごたが起これらに應ずるのではなからうかと、こう考へるのであります。この点いかがで

○國務大臣(赤城宗徳君) 確かにそういうことは、適當な方法だと思ひます。であります。いまのやり方です。一つの町村を、まず土地改良をやることにしておいて、そして構造改善のほうに構造改善のほうである地点を認定しろ、こういうことでござい

が、私はそれとは逆に、やはり構造改善の指定を行つた所は、それで進めていく。その他の地区等におきまして、団体の土地改良でも、あるいは果樹の土地改良にでも入れればなおよいいわけでございますが、そういう標準で団体等とあるいは果樹等とか、そういう面を構造改善との関連においてやるといふような方向に進めていきたい。それが非常に実態にも合ふし、また生きていく方法じゃないかと、こういうふうには考へております。

町村行政上おもしろくないから、そう
いうふうにしてもらいたい。そうした
ならば構造改善が進み、村全体の基盤
整備ができて、生産の増強がやられる
と、こう考えるのであります。これも
またさき大臣がお話になったのであ
るが、構造改善の場合は、政府のほう
においては、ある一定の基準を定め
て、それを示しておられる。であるか
ら、地方においては、その基準に従っ
て計画を立てて、特産物だつてもそ
れを取り入れることが往々にして不可
能になってくる。たとえてみましたな
らば、長崎県の三井炭のようなところ
を指定された場合に、甘藷も構造改善
の中の一つにしようとする、甘藷な
んかだめだということ、最初は政府
のほうでおもしろくなかつたんじやな
いかと思つてゐるんです。だから、その
地方々々においては、特産物があるん
だから、計画樹立ということも市町村
にまかせておいて、ある一定の方針を
きめて市町村にまかせておいて、そし
て市町村が決定したならば、その決定
したところのものを、特別に悪い
というふうなものがあったら、それを
是正するというように、さつき、でき
るだけ画一的じゃないようにしたいと
いう大臣のお話だつた、そういうふう
にできるだけ画一的じゃないようにし
て、市町村が自分の地方のことは一番
知つてゐるんだから、それにまかせ
るような方法を今後一そう強く打ち出
してもらいたいと思つてゐるものであ
りますが、この点について大臣のお考
えをお願いしたいと思つてゐるもので
あります。

○国務大臣(赤城宗徳君) 地域的に相
当違つておるんでありますから画一的
にどうということ、いまでも避け

ておつたわけでありまして、とかく指
導に熱が入り過ぎて、こつちの標準で
なければだめだというふうな面もあつ
たように思ひます。しかし一面におき
まして、町村には技術者や、そういう
何といひますか、技能者といひます
か、計画立案者が非常に不足いたして
おりますので、町村長だけにまかせて
おつてもなかなか計画ができてこない
と思ひます。そういう計画の面につき
ましては、干渉でなく、自律的な計画
に即応して、こちらでも手伝いをする
。そうでない、せっかくの構造改
善の進め方、あるいは間違つたことに
もいつてしまつて困りますから、そ
ういった協力といひますか、設計とか
計画の面では協力していきたいと思ひ
ますが、できるだけ弾力的に熱意を
持ったその土地土地の計画を構造改善
事業に盛り込んでいくと、こういうこ
とにしたいと、こういうふう
に思つております。

○藤野繁雄君 次には、構造改善をや
る場合においては、農地の交換分合を
やなくちやならない、そして構造改
善に参加するものと参加しないものと
がある、あるいは他部落のものが、そ
の地域に土地を所有しておるものがあ
る、こういうふうなことが実情である
ことは御承知のとおりなんです。であ
るから、そういうふうな際の売買です
ね、売買契約というものは、相互に話
をしたならば、そこで直ちに決定をす
る、決定したならば、直ちに金を渡さな
くちやいけない、直ちに金を渡さな
かつたならば、それを実行せなとい
うことが多いのであります。しかるに
その金は、今度は中央から流れてくる
のを待つておつた間に合わない、

間に合わないから、その村の農協が自
分の金を立てかねなくちやできない、
しかるに、もしもその農協が貧弱で
あつたならば立てかねる金がない、こ
ういうふうなことであるものでありま
すから、そういうふうなことで好意的に
自分らのためではあるけれども、農協
が金を立てかねたという場合において
は、その間の金利は何とかする方法が
ないかどうか。

いま一つは、現在の指導方針では、
一市町村に数農協があつたらば、構造
改善を指定する場合においては、その
農協は必ず合併せなくては構造改善
は許さない、こういうふうな根本方針
のようでありまして、事実かどうかし
りませんが、それで、合併の市町
村が最近だといふのであります。旧
村ごとにてきてゐるところの農協があ
るのでありますから、そういうふうな
場合に、合併後でなかつたならば、構
造改善はできないということであれ
ば、その合併ができていないために、ど
れだけ進んで構造改善をやろうとして
いても、構造改善ができていないのが
現在の実情じやないかと思つてゐるの
です。

こういうふうな点について、どうい
うふうに今後やられるお考えである
か、承りたいと思つてゐるものであり
ます。

○国務大臣(赤城宗徳君) 構造改善
に、土地の交換分合といひますか、こ
れは非常に大事なものだと思ひます。
また、それを進めなくちやならぬ。そ
れとは別に、圃場整備という予算はこ
ととは相当多く盛つておるわけであ
りますが、特に構造改善に必要だと思
ひます。その金を約束したときに、私わ

ないと気が變つて、またあとになつて
だめになるかもしれない、こういう御
心配で、農協から金を融通するという
ようなことがあろうと思ひます。その
間の金利をどうするかという問題で
ございまして、これはちよつと私も、
農協の上級団体といひますか、信連等
との連絡とか、その他によつてまあ処
理できれば、ぜひそういうふうな処理
してもらいたいと思ひますが、全体と
して、先ほどから申し上げましたよう
に、農協自体で、いろいろ金を今度
出すという制度を農協でも踏み切り
して、安くして、そして構造改善とか
その他に協力する、近代化等にも協力
すると、こういうことになつていま
すので、その方面のひとつ、連絡調整を
していただいたらいんじやないかと、
こういうふうな考へております。

それから農協が合併しなければ構造
改善を認めない、こういうことは私は
おかしいと思ひます。構造改善と農
協の合併といふものは、その関連性
が……できれば合併したほうがいいの
です、構造改善しなくても、合併を勧
奨いたしておるのでございまして、
ですから、それは条件ではございま
せん。農協の合併が条件ではございま
せんが、行政的に指導しておるとい
うことでございまして、構造改善をや
つてゐるのと並行して農協の合併等も
やられたらいいんじやないか。前提条件
といふことには考へておりません。か
ら、その点は、あまりきつて考へて、
前提条件といふふうな受け取られる
と、それは非常にまずいと思ひます。
前提条件ではございせんから、御了
承願ひます。

○藤野繁雄君 それから構造改善をや
る場合においては、多額の中央からの
資金が出てくる。その資金を農協が借
りる場合においては、理事、監事の個
人保証がついてゐる。しかも全村の区
域の農協であつて、構造改善が一部落
のものであつたならば、多額の金を借
りて一部分のものに融通するといふよ
うに、その部落以外のものの理事が個
人保証をすることを非常に拒むのであ
ります。これが上からは金が流れてく
るけれども、実際に入手ができない。
でありますから、私はこの際、構造改
善のような、政府が特に力を入れて
やつてゐるところの資金に対しては、
その農協の理事や監事といふものが個
人保証するんじやなくて、市町村が債
務保証の契約をやつてもらつて、そし
てそれが案にできるよつにしむけて
いったらば、資金は貸すか貸さないか
といつて迷つてゐるところのものが、
市町村が債務保証をやつたらば、上の
ほうからでもスムーズに流れてくる
と、こう考へるのであります。そう
いうふうなもの、構造改善のような
資金には、市町村が債務保証をする
のが原則だといふようなことで、理
事、監事の個人保証をなくするとい
うようなことで進んでいっていただ
きたいと思ひますが、この点いかが
です。

○国務大臣(赤城宗徳君) 農林漁業金
融公庫から出ていく資金につきま
しては、農協の役員が個人保証をするとい
うような制度といひますか、たてま
えになつてゐないやうに、私、聞いてお
ります。農協から流れる金につ
いて、農協の理事、役員等が個人保証を
するといふことはあり得ると思ひま
す。しかし、実際問題としては、いま

町村長が主体として構造改善を進めておるわけでございますから、町村長としては、どこの地区でもよくなるのはけっこうなことでございますので、そういう場合には、町村会の議決でも経て町村が保証するというような形が適当じゃないかと、私も考えます。具体的にそういう問題がありますならば、いろいろ事務当局も、そういう面で打ち合わせするといいますが、する機会があるかと思ひます。

○藤野繁雄君 それからその次、農業構造改善をやり、一方においては基盤の整備をやった。それから農業の近代化のためには機械化をやる。しかしながら、残っているところの問題は農道なんです。どれだけ圃場のみやっても、また機械化をやっても、その構造改善の区域外の農道が改善されなかったならば、機械化の効力はないというのでありますから、農道の問題については、大臣は非常に力を入れておられるのであります。この際、この構造改善に伴って農道及び林道を、どういふふうに積極的に進めていかれる考えであるか、これをお伺いしたいと思ひます。

○國務大臣(赤城宗徳君) 農道等につきましても、昨年よりは相当予算を増額いたしましたわけでございます。御承知のとおり。あるいは林道等につきましても、補助率は上げませんけれども、実質面において、補助率が上がったと同じような態勢を整えて、林道等につきましても、予算を相当計上いたしております。また計画も立てております。いまの構造改善との関連でございしますが、これは地元熱意いかんでございますから、地元の熱意が強く

て、ここに農道、こちらへ林道というより熱意がありますならば、構造改善関連というようにすることは頭に置きながら、適当にその事業を割り振りしていきますか。割り振るようには考えていきたいと思ひます。

○藤野繁雄君 次は私有林、公有林及び国有林の関係であります。農業構造改善をやる場合に、耕地に一番近いのは私有林です。その次は公有林、その次は国有林というのが大体の傾向なんです。でありますから、構造改善をやる場合においては、普通の場合は、民有林を買収していただくかなくちやいけません。それで、どうやるかというところ、構造改善に民有林を買収したならば、その人に対しては、市町村有林をかわりにくれる、市町村有林のかわりに国有林を払い下げてやる、こういうふうなことであれば、構造改善がすみやかにできるんじゃないかと思ひます。

しかし、これは普通の交渉ではできないからまず、国有林は構造改善のためには払い下げるけれど、しかし、払い下げたところに構造改善をやるんじゃないくて、できるだけ便宜なところの山林原野を構造改善に回して、そのものを順次払い下げてやっていく、こういうふうな方針が国有林払い下げに非常に有利に展開するんじゃないかと思うのでございますが、これに対する御意見を承りたいと思ひます。

○國務大臣(赤城宗徳君) その方針、決して悪いと思ひません。いいことだと思ひます。ただ、具体的にその場所場所によって、これはきめるよりは

ないと思ひます。国有林を農業構造改善に払い下げるといふ場合でも、具体的に各管林局等において審査をしていくわけでございますから、具体的に、民有林と交換していくというふうなことも、そういう具体面において現われる場合があるかと思ひます。これは具体的にひとつ処理していきたいと、こう思っております。

○藤野繁雄君 いまの問題は、構造改善をやる場合においては、具体的に出てくる町村が多々あるかと思うのでありますから、その点ひとつ、特別の御配慮をお願いいたします。

構造改善はこのくらいにとどめて、今度は農林産物の価格の問題に触れてみたいと思ひます。まず、何と言つても、農林漁業者の所得の倍増計画を立てる場合においては、自分が生産したところのものが幾らに売れるか暴騰、暴落はないかと、こういうふうなことが私は一番大切であるかと思ひます。政府では、畜産物であるとかあるいは果実であるとか野菜であるとか魚類であるとか、こういうふうな方面について、いろいろと対策を検討しておられることは承知しております。しかし、いろいろと対策は講じておられるが、実際のしからば価格は、どういふふうになっているか、こういうふうなことを検討してみますと、価格の高低が非常に差があるのがあります。最近の新聞でも御承知のとおり、政府においては野菜の主産地制度をとつておられて、数種の野菜については、この対策を講じておられるが、その効果がなく、運賃にも達しないような価格が現在各地で起こつて、問題を起しているのがあります。そ

うかといつて、一方小売り価格はどうかといふと、消費者の価格はどうかといふと、消費者の価格は従来とあまり大差がない、こういうふうなのが現在の状況であるのであります。

一体、こういうふうなことであったらば、成長部門であるところの畜産であるとか、あるいは果樹であるとか、あるいは野菜であるとかいふようなものを、このくらいの生産をやれば、これくらいの収入はあるだろうと思つてやつたものが、当てはずれをしていく、こういうふうな状態であるのでありますから、現在の制度で、どのくらいの効果があつておるか。効果がなければあつたなら、将来どういふふうな対策を講じて、こういうふうな生鮮食料品のようなものの価格安定対策を講じて、農山漁村の、漁民の生活の向上をはかり所得の倍増をはかれようとしておるのであるか、これをお伺いしたいと思ひます。

○國務大臣(赤城宗徳君) 生産者が手間に合うといふは、せつかく骨折つたもので売れないといふことは、私はまことに困つた問題であると思ひます。一面において、昨年度あたりは消費者のほうで非常に生鮮食料品が高くなつたという苦情が出てきてまいりました。消費者物価対策というふうなものも政府で定めて、その方向でやっておるのであります。ところが、最近におきましては、いまのお話のように、今度は生産地の野菜等が下落しておる。これに対して、どういふ対策を講ずるかといふことでございますが、私は戦争中にありましたような作付制限といふようなことは、これはやつて

みても、これもまた、できない問題であると思ひます。しかし、この計画的といふは、か、どういふ野菜なら野菜は、どのくらいの、東京なら東京近辺において消費するものだからといふような、一つのめどというものを常に農林省あるいは県当局が調査しておつて、指導の面において、大体この作付は、これくらいの面積がいいのだらうといふような生産調整というふうなもの、あるいは指定生産といふようなものを拡大していく、同時に出荷の時期、あるいは包装等もありますが、そういう出荷の調整等につきまして、さらに農協その他出荷組合等を強化して出荷の調整に力を入れてまいりたい。こういう面を考え、そうして出荷したものは流通過程に乗るのであります。その流通経費等につきましても、思うようにいかない面がございします。出荷その他の合理化、近代化と申しますか、そういう面も手をつけて、今度は小売りの面は、さらにマーケット式なものを持っていく、こう一連の形で進めていきたいと思ひます。でございますけれども、要は需要供給の計画性が非常に薄いといひます。か、少ないという面にあるかと思ひます。でありますので、価格が上がるという、非常に生産が増強して、価格が暴落するといふ、今度は減つてくる。でありますので、安定的なものに持つていきたいといふので、その方向に、いろいろな施策を集中いたしておるわけでございます。

同時に今度は、それと別にいたしまして、価格の面につきまして、価格補償の面、いろいろな米から始まつて農産物等につきましても、一応の価格支

援を講じておるわけでございします。同時に今度は、それと別にいたしまして、価格の面につきまして、価格補償の面、いろいろな米から始まつて農産物等につきましても、一応の価格支

援を講じておるわけでございします。同時に今度は、それと別にいたしまして、価格の面につきまして、価格補償の面、いろいろな米から始まつて農産物等につきましても、一応の価格支

援を講じておるわけでございします。同時に今度は、それと別にいたしまして、価格の面につきまして、価格補償の面、いろいろな米から始まつて農産物等につきましても、一応の価格支

援を講じておるわけでございします。同時に今度は、それと別にいたしまして、価格の面につきまして、価格補償の面、いろいろな米から始まつて農産物等につきましても、一応の価格支

援を講じておるわけでございします。同時に今度は、それと別にいたしまして、価格の面につきまして、価格補償の面、いろいろな米から始まつて農産物等につきましても、一応の価格支

援を講じておるわけでございします。同時に今度は、それと別にいたしまして、価格の面につきまして、価格補償の面、いろいろな米から始まつて農産物等につきましても、一応の価格支

持の対策というものは出ていますが、非常に不十分でございます。何しろ複雑いたしております。そういう面でございますので、あるいは肉類等につきましても、野菜等につきましても、牛乳等につきましても、なおもっと手を打っていかねばならぬ、あるいは輸送の点につきましても、あるいはさつきと同じ問題になります、輸送費という問題も農道、道路等の面、要するに価格支持対策のいまの制度が一応ありますけれども、それを強化して、生産、出荷等の調整をなお一段と進めていかなければいかぬじゃないか、こういうふうな考えでいるわけですが、なかなか自由経済のもとにおける流通価格対策ということはむづかしい問題でございます。十分でない点は重々私も承知してありますが、極力その方面に、また施策を進めていきたい、こう思っております。

○藤野繁雄君 野菜のうちでは一番タマネギが価格安定の方策を講ずるのに便利だということで、これに目をつけておられる。しかるに、日本におけるタマネギがシナ料理その他のところを見てみると、ほとんど日本のタマネギじゃなくて、外国品を売っているという現在の状況ではありませんか。そうしてみると、こういうふうな保管がきくようなものは、将来大いに奨励しなくちゃいけないのであるが、そのタマネギが、生産が足らずして外国から輸入するというようなことは、これはおもしろくないと思っておりますが、一体タマネギの需給関係がどういうふうであって、どこから輸入しているかという詳細なことは他日お

伺いますけれども、こういうふうな保管がきくようなものを、将来は生産を増加して、それから他国からは輸入せなくてもいいように進めてもらいたい、これは私の希望なんです。

それから、いま一つは豚の問題、豚の価格が安定しないために、一時は非常に豚が盛んになった。しかるに、最近だけ豚の値段が上った。飼育農家の数は増加していない。これは豚を飼うたつて、価格が安定しないからというので、飼育頭数及び農家がふえるのであります。下がつたらば、法律によってある程度の援助はあるが、一方のほうにおいては、えさが高くなっているから、それでは収支計算が立たない、上があれば、すぐ外国から豚の肉を持ってくる、こういうふうなことで、畜産のうちで最も成長部門である豚が、生産が増加しないということ、今後対策を練らなくちゃいけないと思っております。今度の予算で対策費がとられておるのであります、この豚の生産が増加しないという理由は、いま私は私なりに考えておるのであります、一体なぜ伸びば伸びされるものか、どれだけ価格が上がつても豚の生産は増加しないのでしょうか。あるいはこれは、大臣のお答えは無理かわかりませんが、そういうふうな現在の状況であるということを上上げておきたいと思っております。

それから成長部門であるかんきつについて、一言お尋ねしたいと思うのであります。現在のかんきつの栽培分別は非常に増加している。また生産価格も非常に伸びつつある。どれだけ伸び

びでも青果物で出すところの価格が高くなるから青果市場に売って、かん詰め用になるところのものが少なく、また一方のほうにおいては、かん詰めはどれだけでも外国から需要があるのにもかかわらず、その需要に応ずることができない。ここ数年の後は、私は、言い過ぎかわからぬけれども、ある場合には、過剰になって外国に売らなくなっていくという場面が生じないとも限らぬと思っております。でありますから、かんきつに対しては、外国に売れるものは売れるだけ、あるいはより以上に売るように輸出奨励の方法を講じていく。そして、国内の青果物は、国民が食べるのをある程度節約してでも、国際収支の面で有利になるように指導奨励を、いまだしなくてはおそくなってしまふじゃないか、こういうふうな考えののであります。

でありますから、国内需要と輸出奨励のためのかん詰め用のミカン、これに対して特別の指導奨励をやつて、ミカンの輸出奨励をし、外貨獲得に有利になり、将来において増産したミカンが、成長部門として奨励したところのミカンが、値段が安くなって困るようなことがないように、いまから対策を練つていかななくちゃいけない、こう思っておりますのであります、これに対する大臣のお考えを承りたいと思っております。

○国務大臣(赤城宗徳君) 価格が変動して、せつかく伸びつつあるかんきつ——ミカン類が危機に瀕するようなことのないように十分配慮いたしていきたいと思ひます。

そこで、かん詰めの問題もあります、実は私は、輸出はぜひしたいと思ひ

まして、ミカン等もアメリカ等に輸出するように、この間も言ったのでございしますが、なんか病菌があるとか何とかというので、なかなか向こうで輸入をいたしていません。であります、技術者からも、これは日本の技術者から聞いたのですが、まあアメリカでも、地区的には入れても差しつかえないような——科学的技術です、アメリカのほうで入れるというのではなくて、カリフォルニアに入れば大丈夫だとか、どこの州に入れば大丈夫だとか言つておりましたが、いずれにいたしましても、ミカン類を輸出をしたい、また、かん詰め等につきましては、日本のミカンのかん詰めは非常に歓迎されるわけです、世界的に……そういうわけですから、輸出はぜひひとつ奨励していきたいと思ひます。それに対して、輸出奨励金をどうかというふうなことになります、これはまた、私も考えなければなりません(藤野繁雄君「輸出奨励金でなくて……」と述べ)輸出をするような方法は、今後、なお進めていきたいと思つております。

○藤野繁雄君 その他、まだたくさんありますけれども、時間がきたようです、これとどめです。

○委員長(青田源太郎君) 本日は、これをもって散会いたします。

午後六時二十三分散会

一月三十一日本委員会に左の案件を付託された。

一、漁港の整備促進等に関する請願(第一号)

一、漁業災害補償制度の早期確立に

関する請願(第五号)(第二五号)(第六号)三号

一、砂糖に関する請願(第四九号)

一、乳価低下に際しての措置に関する請願(第六六号)(第一一〇号)

一、早場米時期別格差金制度存続に関する請願(第九五号)

一、異常気象災害の救済対策に関する請願(第九八号)

一、乳価対策に関する請願(第一〇九号)

一、福島県大越町大字早稲川字鬼五郎地内の国有地旧五八林班下げに関する請願(第一二二号)

一、蕨糸価格安定対策に関する請願(第一四八号)

一、国有林野解放特別法の早期制定に関する請願(第一六八号)

一、牧道災害復旧事業に対する国庫補助率引上げに関する請願(第二三二号)

一、異常災害に際して特別の措置を講ずるための農業災害補償法の一部改正に関する請願(第二三二号)

第一号 昭和三十八年十二月二十日受理

漁港の整備促進等に関する請願

請願者 東京都千代田区丸の内二ノ二社団法人全国漁港協会会長 井出正孝 外四十名

紹介議員 仲原 善一君

第十五回全国漁港大会において決議した左記要望事項をすみやかに実現されたいとの請願。

一、漁港整備の促進を図ること。

1 漁港予算の増額により漁港整備の早期完成を図ること。

イ、漁港修築事業

昭和三十九年度以降修築事業費に対する国の予算は、すくなくとも年間百億円以上を確保すること。

ロ、漁港改修事業

昭和三十九年度以降各年度国の予算はすくなくとも年間三十億円を計上すること。

ハ、漁港局部改良事業

昭和三十九年度以降各年度国の予算は、すくなくとも年額十億円を計上すること。

ニ、海岸保全施設整備事業

昭和三十九年度以降極力国の予算を増額してすみやかに施設を完備すること。

三、特定第三種漁港に対する高率国庫負担並びに修築事業の国営施行を実現すること。

四、漁港関係事業に対する地方起債の確保を図ること。

五、漁港機能施設整備を国庫補助により推進すること。

六、漁港の災害復旧及び災害関連事業を急速に実施すること。

七、漁港行政機構の内容を拡充すること。

二、作業船建造に対し国庫補助のみを講ずること。

三、漁港関係事業の早期着工を図ること。

四、漁港整備期間を短縮すること。

五、漁港整備の小規模工事に対し国費助成のみを講ずること。

六、小規模漁港の航路標識施設の整理促進を図ること。

国民食糧の確保、輸出入貿易の増進等、わが国経済発展の一翼をなす水産業の積極的振興を図ることは、現下の国策として喫緊の要事である。水産振興政策の基幹をなす漁港施設の整備事業の進捗は遅々たるもので、沿岸、沖合、遠洋の各漁業を通じて、その伸長上遺憾の点が多いから、前記事項を実現して漁港整備等の積極的促進を図り、水産振興の基盤育成の実を挙げられたい。

第五号 昭和三十八年十二月二十日受理
漁業災害補償制度の早期確立に関する請願
請願者 愛知県知事 多摩南知多町 日間賀島日間賀東漁業協同組合長 宮地彦八 外一名

紹介議員 天竺 良吉君
漁業災害補償制度の早期確立のため、左記事項を昭和三十九年度から完全実施されたいとの請願。
一、昭和三十九年度から完全実施を目途として、すみやかに漁業災害補償法を制定すること。
二、異常災害に対する部分の負担については、国の責任をもって措置すること。
三、共済掛金については、漁業の種類別に負担能力に応じ国において一部助成を行なうこと。
四、事業組織については、県と全国段階に共済漁連を設け、漁協系組織の機能が十分活用できる体制をつくること。
五、国と県の出資による「漁業共済基

金」を設け、支払財源の確保を図ること。
六、養殖共済を実施すること。
七、災害その他、自然的不可抗力要因により、その生産が左右される沿岸漁業が持続的再生産を確保し、その経営の不安定性を克服する根幹的かつ不可欠の方策は、漁業災害補償制度の確立以外にない。

第二十五号 昭和三十八年十二月二十一日受理
漁業災害補償制度の早期確立に関する請願
請願者 愛知県知事 多摩南知多町 師崎師崎漁業協同組合長 山下柳之祐外一名

紹介議員 天竺 良吉君
この請願の趣旨は、第五号と同じである。
第六十三号 昭和三十八年十二月二十三日受理
漁業災害補償制度の早期確立に関する請願
請願者 鹿児島県串木野市港町 期成鹿児島本部内 松元明人

紹介議員 谷口 慶吉君
災害その他自然的不可抗力要因により、その生産が左右される沿岸漁業等に対し、持続的再生産を確保し、その経営の不安定性を克服する方策を確立することが、何よりも根幹的かつ不可欠の施策であるから、左記事項を内容とする漁業災害補償制度の早期確立を強く要望するとの請願。
一、昭和三十九年度から本格実施を目

途として、すみやかに漁業災害補償法の制定を図ること。
二、異常災害に対する部分の負担については、国の責任をもって措置すること。
三、通常災害部分についても、沿岸漁業等の負担能力に応じて掛金負担について助成を行なうこと。
四、事業組織については、実質的に漁業協同組合系統組織の機能が活用される組織を考慮すること。

第四十九号 昭和三十八年十二月二十一日受理
砂糖に関する請願
請願者 東京都港区芝新橋六ノ四全国菓子協会内 森永太平外六十三名

紹介議員 柴谷 要君
最近の糖価は近年に見ない著しい暴騰をきたしている。政府はこの機会に砂糖政策を反省し、真に消費需要者の利益に合致し、関連産業の発展と共に糖業振興を期する方向に向かつて根本的に検討を加え、英断的対策を実施すべきで、菓子業界は左記措置を強く要望するとの請願。
一、国内糖価をすみやかに引き下げ、その安定を期すること。安定目標は主要諸外国の消費者価格に基準を置くこと。
二、砂糖消費税を全廃すること。
三、砂糖の輸入関税を弾力関税方式に改め、現行関税の引下げ措置を講ずること。
四、精糖業者の不正な自主調整を防止すること。
菓子産業は大部分資力に乏しい中小企業者によって構成されているが、経済

成長政策の進行に伴い、企業の後進性が顕著にあらわれつつあり、体質改善による企業の近代化が大きく要請されているが、これが実施のため、主原料である砂糖価格の安定を期することが先決である。また国産菓子自由化に備え世界市場における競争に應ずるためには、諸原料価格がおおむね国際水準に形成されることが必要である。とくに国内糖価を主要外国の糖価にさや寄せすることを糖価政策の基本とすべきである。更に砂糖は一億国民に不可欠の必需品であり、酒、たばこ消費の性格が異なるものであるから課税を廃止すべきである。(主要国の糖価の現状、砂糖消費税及び関税額、一人当たり砂糖消費量についての資料添付)

第六十六号 昭和三十八年十二月二十三日受理
乳価値下げ撤回措置に関する請願(二通)
請願者 北海道常呂郡訓子府町 字訓子府一九六訓子府町農業協同組合長 渡辺義夫外千三百四十二名

紹介議員 横川 正市君
乳価の値下げ通告が撤回されるようすみやかに措置せられたいとの請願。
乳製品の大量輸入による現状の気運を背景とした乳価値下げ通告が、昨冬に続いて再びもたらされたが、この値下げ通告は、自らの企業努力を怠り、輸入乳製品等による国内乳製品の軟調を、一方的に原料乳値下げによつて切りぬけようとする乳業会社の常とう的な手段のくりかえしに外ならない。

第一〇号 昭和三十三年十二月二十四日受理
乳価値下げ撤回措置に関する請願(二通)
請願者 北海道網走市宇卯原内 西網走農民同盟内 石川一男外八百五十五名
紹介議員 横川 正市君

この請願の趣旨は、第六六号と同じである。
第九五号 昭和三十三年十二月二十四日受理
早場米時期別格差金制度存続に関する請願
請願者 新潟県議会議長 平田 早苗
紹介議員 小柳 牧衛君

昭和三十三年産米の早場米時期別格差金を本制度実施時に復活されるよう希望するが、すくなくとも本年どおりの三段階制を維持するよう措置せられたいとの請願。
早場米時期別格差金制度は、早場米地帯の農家にとつて重要な所得源である。政府は昨年十一月の閣議決定による政府買入価格の格差金を整理縮小する方針に基づき、昭和三十三年産米について従前の四段階を三段階に縮小した。これにより新潟県農家の時期別格差金収入は著しく減少したが、政府は既定の方針にのっとり昭和三十三年産米について、さらに二段階に縮小するといわれている。このため農家所得の収入減に伴つて、農民の勤労意欲の低下を招くことが懸念されるとともに、農家が他産業と均衡ある発展をするために適切な配慮が望まれる。

第九八号 昭和三十三年十二月二十四日受理
異常気象災害の救済対策に関する請願
請願者 岩手県議会議長 山崎 権三
紹介議員 谷村 貞治君

異常気象災害の救済対策として左記事項の早期実現を図りたいとの請願。
一、被害農業者等に対して「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法」の適用が受けられるよう政令制定の措置を講ずること。
二、自作農維持資金の融資を増額すること。
三、営農資金償還金支払の期限延長を認めること。
四、病害虫発生予察事業並びに防除体制強化のために、恒久施設として防除器具機械の整備に對し国庫補助をするるとともに、病害虫防除所の人員及び施設の充実強化を図ること。
五、果樹に対する災害補償制度を早急に創設すること。

本年の稲作は、春以来の長期降雨と冷害の悪条件が重なり、かつて大冷害といわれた昭和九年の模様を呈し、関係機関の一体的な活動も効なく、収穫脱穀を進めるにしがたが、ますます減収をきたし、被害額三十五億一千余万円に達する空前の大被害に農民はぼう然自失し、深刻な事態を招来している。また十一月八日岩手県を通過した不連続線は、盛岡気象台創設以来といわれる風速三十五メートルの強風となり、果樹類(リンゴ等)にじんだ被害を与え、その被害額は一億一千万円に達している。こうしたあいつく異常気象にあつて、県は関係団体の協力を得てこれが対策にあらゆる方策を講じ、被害軽減に努めない努力をつづけてきたが、国の強力な援助を得なければ救済に万全を期しうまい実情である。

第一〇九号 昭和三十三年十二月二十四日受理
乳価対策に関する請願
請願者 茨城県議会議長 本沢 彦
紹介議員 大森 創造君

茨城県酪農事業の円滑な推進のため、左記の諸点について政府並びに国会において、十分検討され酪農振興をはかれるよう強く要望するとの請願。
一、今次四大メーカーの乳価値下げは、将来の酪農発展を阻害するものであるから、各メーカーに對しその一方的値下げを取りやめるよう強力な指導を行なうこと。
二、牛乳の消費を拡大し、生産農家の経営安定をはかるため、脱脂粉乳の輸入を取りやめること。
三、本県は京浜地帯に對する市乳基地としての役割を果たす地域的な特殊性があるので、乳価対策について十分配慮すること。

酪農は農業基本法に基づき選択的拡大部門として農業構造改善事業の重要施策に取り上げられ推進されている。本県の酪農はこれまで順調な進展をみていて、貿易の自由化あるいは脱脂粉乳の大量輸入などで酪農経営に對し大きな不安を与えているところへ、更に昨年来に引続いて四大メーカーによる十月以降乳価の再度値下げ通告が行なわれたことは一そう酪農経営を不安に

おとしれようとしており遺憾にたえないところである。
第一一一号 昭和三十三年十二月二十四日受理
福島県大越町大字早稲川字鬼五郎地内の国有地旧五八林班下げに関する請願
請願者 福島県田村部大越町大字早稲川字牛塔場三 渡部祐一外一名
紹介議員 大河原 一孝君

福島県大越町大字早稲川字鬼五郎地内の国有地旧五八林班を払い下げられたとの請願。
当鬼五郎パイロット地区は昭和三十七年度において一部増反を認められたとはいへ、その実態は、わずかの水田を含め畑作を主とし、年所得は水稲換算にして反四俵である。従つて最低生活の維持もなかなかおぼつかない現状である。政府の施策である農業構造改善事業に呼応して当開拓地区においても左記のごとき利用計画を作成し農業構造建設を達成しようとするものである。

一、山林計画
一戸当り五町歩として五箇年計画で植林、二十年目から間伐して一部資金化、三十年後資金化。
二、酪農計画
一戸当り乳牛五頭から七頭を目標とする。
三、にじまず飼育計画
水源に恵まれ、かつ水質も石灰石を特産とする当地区のことであり好条件をそろえている。飼育試験も過去二年間にわたつて県内西白河郡西郷村から一万の卵を導入しふ化に成

功、一年にして七、八寸に至る。試験養魚の成功率は九十パーセントである。販路は郡山市を始め熱海高玉、岳等の温泉地に需要あり有望である。養魚池として約三町歩をもくろむ。
四、水稲耕作計画
水の確保は前項計画によつて容易であり、養魚池をもつて利用する。一町歩をもくろむ。
五、その他
牧草地、畑作。

第一四八号 昭和三十三年十二月二十五日受理
蕨糸価格安定対策に関する請願
請願者 長野県議会議長 西沢 寛志
紹介議員 林 虎雄君

蕨糸業のいつそうの振興発展を期するため、蕨糸価格安定法による標準生糸の最低価格を引き上げ、一キログラム当り五千円に改定するよう強く要請するとの請願。
蕨糸業は、わが国重要輸出産業の一つであり、養蚕農民はあげて蕨糸の増産に積極的な努力を傾注してきたのであるが、最近における蕨糸価格は騰落の変動激しく、養蚕農民、製糸業者をはじめ関係者はきわめて深刻な不安と焦そうにかられている実情である。

第一六八号 昭和三十三年十二月十七日受理
国有林野解放特別法の早期制定に関する請願(九通)
請願者 鹿児島県出水郡野田村 角市左衛門外八名
紹介議員 田中 茂穂君

国有林野解放特別法の早期制定に関する請願(九通)
請願者 鹿児島県出水郡野田村 角市左衛門外八名
紹介議員 田中 茂穂君

国有林野解放特別法の早期制定に関する請願(九通)
請願者 鹿児島県出水郡野田村 角市左衛門外八名
紹介議員 田中 茂穂君

に住所又は事業場を有する左に掲げる者であつて定款で定めるものを会員たる資格を有する者とする
ことができる。

- 一 水産加工業協同組合
- 二 水産加工業協同組合連合会
(水産業協同組合法第九十七条)

第一項第一号及び第二号の事業

三 水産加工業を営む個人
四 水産加工業を営む法人（水産業協同組合を除く。）であつてその常時使用する従業者の数が四十人以下であるもの

第十七条第一項第一号及び第二号を次のように改める。

一 協会が、当該会員の債務を保証していること又は当該会員に

と。

二 当該会員が漁業協同組合又は水産加工業協同組合である場合

において、協会が当該組合の組合員の借り入れた第四条第一項一号ロ若しくは第二項第一号ロ

に掲げる資金に係る債務を当該組合の組合員として保証していること又はその組合員としてした保証に係る債務を当該組合員に代わつて弁済したことにより取得した求償権を有すること。

第十八条第二項中「会員が脱退した時に協会がその債務を保証してい

るとき、又は当該会員に代つて債務を弁済したことにより取得した求償権を有しているとき」を「会員の脱退際当該会員につき前条第一号又は第二号に掲げる事由の存するとき」

に、「その債務につきその者」を「当該各号の保証をしている債務につきその債務者」に、「当該求償権」を「当該各号の求償権」に、「その者に対し」を「その脱退した者に対し」に改める。

第二十四条第一項第一号中「若しくは漁業生産組合」を、「漁業生産組合若しくは水産加工業協同組合に、「准組合員を除く」を「准組合員を除き、法人にあつてはその代表者とする」に改め、「漁業協同組合連合会」の下に「若しくは水産加工業協同組合連合会」を加え、同項第二号中「漁業を営む法人（水産業協同組合を除く）」を「法人（水産業協同組合及び地方公共団体を除く）」に改める。

第三十一条第三項中「十日前」を「二週間前」に改める。

第三十三条の次に次の一条を加える。

（役員の協会及び第三者に対する責任）

第三十三条の二 役員がその任務を怠つたときは、その役員は、協会に対し連帯して損害賠償の責めに任じなければならない。

2 役員がその職務を行なうに当たつて悪意又は重大な過失があつたとき、その役員は、第三者に対して連帯して損害賠償の責めに任じなければならない。

第三十八条第一項第六号を削る。

第四十二条第一号中「預金」の下に「又は金銭信託」を加え、同条第二号中「又は定款で定める金融機関の発行する債券」を「その他主務大臣の定める有価証券」に改める。

第四十三条第一項第一号及び第二号を次のように改める。

一 漁業協同組合及び水産加工業協同組合（金融機関に該当するものを除く。）

二 漁業協同組合連合会及び水産加工業協同組合連合会

第四十三条第二項中「漁業協同組合及び漁業協同組合連合会」を「水産業協同組合（漁業生産組合を除く。）」に、「及び第八十七条」を「第八十七條、第九十二条及び第九十七条」に改め、同条に次の一項を加える。

3 農林中央金庫は、農林中央金庫法（大正十二年法律第四十二号）

第十六條の規定にかかわらず、第一項の規定による業務の委託を受け、当該業務を行なうことができる。

第五十条第三号中「会員資格」を「第十條第一項又は第二項に規定する者に係る会員資格」に改める。

第六十二条第三項に次のただし書を加える。

ただし、政令で別段の定めをしたときは、その定めるところによる。

第七十条第一項中「第四條第一号」を「第四條第一項第一号又は第二項第一号」に改める。

附則

この法律は、公布の日から起算して九十日をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

二月三日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、保安林整備臨時措置法の一部を改正する法律案

保安林整備臨時措置法の一部を改正する法律案

保安林整備臨時措置法の一部を改正する法律案

保安林整備臨時措置法（昭和二十九年法律第八十四号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「十年」を「二十年」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

昭和三十九年一月十四日印刷

昭和三十九年一月十五日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局